

令和 8 年 海 津 市 議 会 第 2 回 定 例 会

◎議 事 日 程 (第 2 号)

令和 8 年 6 月 4 日 (木曜日) 午前 9 時 30 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 41 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第 42 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 43 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 44 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 45 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 46 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 47 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 48 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 10 議案第 49 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 11 議案第 50 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 12 議案第 51 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 13 議案第 52 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 14 議案第 53 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 15 議案第 54 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 16 議案第 55 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 17 議案第 56 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 18 議案第 57 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 19 議案第 58 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 20 議案第 59 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 21 議案第 60 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 22 議案第 61 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 23 議案第 62 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 24 議案第 63 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 25 議案第 64 号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第26	議案第65号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第27	議案第66号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第28	議案第67号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第29	議案第68号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第30	議案第69号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第31	議案第70号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第32	議案第71号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第33	議案第72号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第34	議案第73号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第35	議案第74号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第36	議案第75号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第37	議案第76号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第38	議案第77号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第39	議案第78号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第40	議案第79号	令和8年度海津市一般会計補正予算（第1号）
日程第41	議案第80号	海津市印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第42	議案第81号	海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第43	一般質問	

◎出席議員（15名）

1番	近 澤 美佳子 君	2番	寺 村 典 久 君
3番	片 野 治 樹 君	4番	小 粥 努 君
5番	橋 本 武 夫 君	6番	浅 井 まゆみ 君
7番	古 川 理 沙 君	8番	北 村 富 男 君
9番	伊 藤 久 恵 君（午前）	10番	松 岡 唯 史 君
11番	六 鹿 正 規 君	12番	川 瀬 厚 美 君
13番	服 部 寿 君	14番	水 谷 武 博 君
15番	里 雄 淳 意 君		

◎欠席議員（１名）

９番 伊 藤 久 恵 君（午後）

◎地方自治法第１２１条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	横 川 真 澄 君	副 市 長	大 江 雅 彦 君
教 育 長	服 部 公 彦 君	総務企画部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	奥 村 孝 司 君
市民生活部長	近 藤 康 成 君	健康福祉部長	安 立 文 浩 君
産業経済部長	菱 田 登 君	産業経済部参事 未来創生マネージャー	古 澤 久 爾 君
都市建設部長	伊 藤 隆 八 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	水 谷 守 宏 君
教育委員会事務局長	後 藤 政 樹 君	消防本部消防長	加 賀 誠 君
総務企画部併 総務課長兼 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊 藤 聡 君	総務企画部 財政課長	後 藤 英 仁 君
総務企画部 企画課長	山 崎 賢 二 君	総務企画部 総務課防災危機管理室長	長谷川 淳 君
市民生活部 文化・スポーツ課長兼 木曾三川輪中ミュージアム館長兼 図書館長	小 粥 政 人 君	健康福祉部 こども未来課長兼 こども家庭センター長	中 島 真 君
健康福祉部 こども未来館長兼 市民生活部 こども図書館長	山 本 桂 子 君	都市建設部 建設都市計画課 東海環状道・ 基盤整備推進室長	松 永 昭 広 君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	米 山 一 雄	議会事務局 議会総務課長兼 議事総務係長	水 谷 理 恵
議会事務局 議会総務課主査	高 橋 真 理		

◎開議宣告

○議長（里雄淳意君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（里雄淳意君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において5番 橋本武夫議員、6番 浅井まゆみ議員を指名します。

◎議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
から議案第81号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてまで

○議長（里雄淳意君） 日程第2、議案第41号から日程第42、議案第81号までの41議案を一括議題とします。

これから順次、質疑・討論・採決を行います。

初めに、議案第41号から議案第43号までの固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3件は人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託、討論を省略します。

それでは、議案第41号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第41号を採決します。

お諮りします。議案第41号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第42号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。議案第42号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第43号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第43号を採決します。

お諮りします。議案第43号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は同意することに決定しました。

次に、議案第44号から議案第77号までの農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての34件は人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託、討論を省略します。

それでは、議案第44号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。議案第44号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第45号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第45号を採決します。

お諮りします。議案第45号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第46号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第46号を採決します。

お諮りします。議案第46号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第47号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第47号を採決します。

お諮りします。議案第47号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第48号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。議案第48号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第49号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。議案第49号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第50号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認めます。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。議案第50号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第51号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。議案第51号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第52号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。議案第52号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第53号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。議案第53号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第54号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。議案第54号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第55号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。議案第55号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第56号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。議案第56号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第57号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。議案第57号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第58号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。議案第58号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第59号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。議案第59号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第60号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。議案第60号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第61号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第61号を採決します。

お諮りします。議案第61号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第62号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。議案第62号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第63号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。議案第63号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第64号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。議案第64号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第65号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。議案第65号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第66号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。議案第66号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第67号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。議案第67号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第68号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。議案第68号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第69号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。議案第69号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第70号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。議案第70号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第71号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。議案第71号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第72号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。議案第72号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第73号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。議案第73号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第74号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。議案第74号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第75号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。議案第75号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第76号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第76号を採決します。

お諮りします。議案第76号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は同意することに決定しました。

続きまして、議案第77号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第77号を採決します。

お諮りします。議案第77号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は同意することに決定しました。

次に、議案第78号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、人事案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認め、委員会付託、討論を省略します。

それでは、議案第78号の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから議案第78号を採決します。

お諮りします。議案第78号は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は同意することに決定しました。

次に、議案第79号から議案第81号までの3議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第79号 令和8年度海津市一般会計補正予算（第1号）について質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第80号 海津市印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議案第81号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（里雄淳意君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。議案第79号から議案第81号までの3議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（里雄淳意君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号から議案第81号までの3議案は議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は6月19日にまでに終了し、議長に報告をお願いします。
ここで10時まで休憩とします。

(午前9時51分)

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時59分)

◎一般質問

○議長（里雄淳意君） 日程第43、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、会議規則第56条ただし書及び第57条の規定により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。

なお、質問者は質問席にて行い、答弁者は初めは壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いします。再質問には、議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解願います。

◇ 六 鹿 正 規 君

○議長（里雄淳意君） 初めに、11番 六鹿正規議員の質問を許可します。

六鹿正規議員。

〔11番 六鹿正規君 質問席へ〕

○11番（六鹿正規君） おはようございます。

一般質問の許可をいただきました。ありがとうございます。

私は2点についてお尋ねをします。

まず1点目、第3次総合計画についてお尋ねをします。質問相手は市長でございます。

2点目については、海津明誠高校についてお尋ねをします。これも質問相手は市長でございます。よろしくお願いいたします。

私は、令和8年第1回定例会一般質問で、令和8年度一般会計当初予算についてお尋ねをしました。本年度は海津市第2次総合計画最終の年、集大成として生涯繁盛な海津市の実現を目指す、そして5つの重点項目を設けて編成したと述べられました。

そこでお尋ねします。

第3次総合計画の策定を進めるに当たり、第2次総合計画の検証はされたのか。その上で第3次総合計画を策定されるのか、お尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員の質問に対する答弁を求めます。

奥村孝司総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（奥村孝司君） おはようございます。

六鹿正規議員の第3次総合計画の策定に向けた第2次総合計画の検証についての御質問にお答えいたします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

本市では、第2次総合計画に基づき、子育て世代に選ばれるまちづくりなどを目指し、多岐にわたる施策・事業を積極的に推進してまいりました。この最終年度となる令和8年度を迎え、現在はこれまでの成果を踏まえつつ、次の第3次総合計画の策定に向けた準備を進めております。

第3次総合計画の策定に当たっては、第2次総合計画の成果や残された課題を明らかにし、適切に検証することは欠かせないことであると認識しております。そのため、現在全庁的に検証作業を進め、その整理、集約をしている段階でございます。この結果を同計画の基礎資料として活用し、より実効性のある計画へとつなげていく予定であります。

また、同計画においては、市民の意見を最大限に尊重することが重要であると考えております。そのため、昨年度実施しました市民意識調査、市民ワークショップ、団体インタビューなどで得られた多様な意見やニーズについても分析を行い、計画に反映させてまいります。

なお、5月末に発表された令和7年国勢調査の速報値によりますと、本市の人口は2万9,903人で、前回調査を上回る減少率となり、本市の最大の課題である人口減少の深刻さは一層増している状況であります。

こうした現状を踏まえ、第3次総合計画では「生涯繁盛のまち」を本市の未来像として掲げ、市長の政策目標である「子育て世代に選ばれるまちづくり」「地域経済の活性化と雇用の創出」「財政のさらなる健全化」「協働によるまちづくり」「誰ひとり取り残すことのない地域社会づくり」「共創による魅力づくり」「シビックプライドの醸成」、この7つを柱としまして持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 再質問に入る前に、一言市長にお礼を申し上げないかなということがございます。

令和7年第2回定例会から、私は物価高騰対策に対して6月、9月、12月とお願いをしてまいりました。ようやく令和8年第1回臨時会では、この地方の中では最大と言われる金額、1人頭1万2,000円という商品券を頂きました。本当にありがとうございます。地域の方も

大変喜んでおみえでございます。これは郵便局のほうから配達されるものではございますけれども、どうしても先に頂きたい方は、御自分でマイナンバーカード等を持って郵便局へ行けばスムーズに頂けますので、そういったこともこの場をお借りして御報告いたします。ありがとうございます。

再質問に入りますけれども、市長は絶えず「生涯繁盛」というキャッチフレーズをお使いになります。私は、この生涯繁盛というのをじっくり考えると、今この本市の段階で生涯繁盛ということがふさわしいのか、そういったことを考えます。なぜならば、市長はにぎわい等々を述べられます。にぎわいというのは何なのかといったことを考えますと、市長が前回の答弁にも述べられました。スマートインター近くで大規模な工業団地やショッピング施設を誘致すべく、さらなる挑戦を続けると。また、本市で働き、暮らす市民が増えていくことを期待しておると。しかし、先ほど総務部長のほうからもおっしゃいました、人口減少が止まらなと。市長も第1期目の反省はこれだということを述べておられました。

そういった中で、やはり第一に掲げるのは人口減少、これに歯止めをかけるのが私は最大の目標だと思うんですよ。それに関しては、人口減少に関する政策といったものは、私が考えるのにはほとんど感じられないです。確かに子育ても大事です。子育てをしていただける方々をこの地に来ていただく。こういったことに対して、私は市長の思いが感じられないんですよ。

前回もお尋ねしました。公共の建物の跡地、これなんかはどうするのかと。私は、区画をして皆さんに差し上げたらどうかと、これは無理かというふうにお尋ねしたら、無理ではないと言われました。例えば、そういったことに関してもあなたは考えておみえになるのか、何らか取り組んでみえるのか、お尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 答弁の疑義をただすという再質問の趣旨に照らしてどのようにお答えをしたらいいのか、ちょっと戸惑っておりますが、具体的な事業をどこまで総合計画の中に盛り込んでいけるのかということはまた今後考えていかなければなりませんが、私常に申し上げておりますとおり、「子育て世代に選ばれるまちづくり」というのが第一であると申し上げます。そのための施策であれば、私もどんなことでもやっていきたいと思っております。人口減少、それはまさに本市の最大の課題でありますので、それに効果のあるような事業というのはどれだけでも実施をしていきたいなあ、そう思っております。

〔11番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 今、私もお話ししました子育て世代支援、これは大事なことです。しかし、それよりも子育てをしていただける世代にここへ来ていただく、それが私は一番だと思うんです。子育ては大事ですよ。子は宝なんです。

しかし、その前に、やはり子どもを産んでいただける世代・年代にここに来ていただく、これが私は一番だと思うんです。そのための施策が感じられない。なかなかできないような工業団地とか、そんなこともあります。

例えば工業団地の問題でお話をさせていただくと、先日も垂井町の話が載っておりました。20億かけて工業団地を造ると。私は市長にこの工業団地の話もしました。あそこはどうするんですかと、いつ買うんですかと。市長は、ここを開発してくれる業者が見つかったら云々と言われました。それでは市長、遅いんですよ。

垂井町は、どちらかというとインターとも少し離れていますよ。そんな地域でも工業団地を先行投資して頑張ってみえるんです。あなたの今の考えでは、後手後手後手なんです。ここへ進出したいという企業が出てきても、まだ何にもしていないじゃないかと。これが地域で造成もしていない。造成すりゃあ、地盤の沈下もある。これは大変だなあと。

だから、そういうことを踏まえて、あなたのこういったことに対する本気度が全く考えられないんですよ。あなたも、本市で首長をやってみえる。相当な思いを持って立候補されて、もう6年目になるんですね。こんな調子で、あなたの思うようなことができますか。何を取ったって、できていないでしょう。

にぎわいでもそうですよ。本市には山車がありますよね、たしか2つ。高須町からも寄附していただいた、あれをどうするのか。何とも使いませんでしょう。高田のまちでもそうですよ。3台出して、引き手は延べ120人がボランティアで参加するんですよ。なぜそういったものを上手に使わないのか。何がにぎわいなのか。

だから、いろんなことを含めて、あなたには何も感じられないんですよ。これからどうするんですか、あと3年。お聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 議員の御意見を踏まえまして、しっかりと総合計画の内容を考えてまいりたいと思います。

〔11番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） あのね、市長、この場をそうやって切り抜けるのはいいんですよ。私はまた12月に聞きますわ。9月か。同じことを聞くんですよ。それだけ私はこの海津市が大好きなんです。私は愛知県稲沢市から越してきましたよ、28歳のときに。そして平田町議

会議員、そして海津市議会議員、私はこの海津市が大好きなんです。だからいろんなことを心配するんですよ、市長。

だから、本当に一番本市がやらなくちゃいけないのは何だと思うんですか、あなた自身。いろんな議員さんがいろんな質問をしますよ、これから。本市にとって何が重要なのか、一回お聞かせください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） ですので、それを示すのが総合計画でございますので、しっかりと検証して策定してまいります。

〔11番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 市長の今の答弁が聞きにくかったのは私だけでしょうか。もう一度、はっきりとお答えください。

○議長（里雄淳意君） 横川真澄市長、どうぞ。

○市長（横川真澄君） ですので、今申し上げましたのは、議員の御質問の点を示すのが総合計画でございますので、第2次総合計画の内容をしっかりと検証をして策定してまいります。

〔11番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） あのね、市長、例えば工業団地の問題、これは待ったなしなんです。ほかの自治体では先行投資しておるんですよ。

先ほども言ったように、第2次総合計画の検証をしてどうのこうのでは遅いと思いませんか、あなた。お隣の輪之内町でもそうですよ。道路沿いにもう造ってみえます。うちはどうなんです。あの地域を開発してくれる業者が見つかったらと。いつ見つかるんですか、それは。あなたの任期が終わってからですか。それでは本市は駄目になるんですよ。あなたね、そんな答弁して逃げておっちゃ駄目ですよ。目標を示しなさいよ、目標を。何年度って。それぐらいの腹据えて市政を運営してくれなくちゃ困るんですよ、みんなが困るんですよ。

先ほど本当に商品券については、私はお礼を言いました。喜んでみえますよ、皆さん。その決断をいただいたのは市長ですから。ねえ、市長。この本会議で逃げて歩くような答弁は駄目なんです。そんな答弁、誰も期待していない。仮にでもいいですよ、何年度目標といった目標を立てて、皆さんにそうかと言っていただけるような市政を運営しな駄目だと思いませんか、市長。あなたは何のために市長になったんですか。この海津市を発展させたいと思ってなられたんでしょう。

そういった中で、これだけの人口減少を見る。それに対して子育て、そうじゃないだろう

と。人口減少にストップをかける。日本全国そうだ、うちも例外じゃない、そんな言い訳は通用しませんよ。よそはよそ、本市は本市で人口減少にストップをかけるという政策を早急に打つべきだと思いませんか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 私もそのとおりだと思っております。ですので、人口減少対策が一番の課題だと申し上げておるところであります。そのために総合計画を策定いたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） そのために総合計画を立てた、そうでしょう。

しかし、第2次総合計画の中では、今回を超えるべく減少が見られるわけですよ。ですから、第3次総合計画の中であなたが人口減少に歯止めをかけるという、予算が私は見受けられないというんですよ。最大なら最大、一番重要。5つじゃない、1つでいいです、まず。このために本市はこうするんだと。皆さんがこの地域に住んで安心できるような、今回いろんなことを考えていただきましたよ。お礼を言うことばかりですよ。タクシーの件もそう。お世話になりました。皆さんに十二分に利用していただきたい。しかし、そういった利用する方々が亡くなれば、もっともっと減るんですよ。新しい人が来なかったら。私はそこを言うんですよ。

人口減少は絶対に歯止めがかからない。だけど、そんな言い訳は聞きたくないですよ。市民の皆さんに、本市は人口減少を食い止めるためにこんなことを考えておるんだと、それを市内外に私は発信すべきだと思うんですよ。それが今回の一般質問だと思うんですよ。人口減少にこう対応するんだ。それぐらいの意気込みがなかったら、市長、駄目ですよ。市長にはそういったことを期待するんですよ。

だから、これ以上あなたには聞きませんけれども、そういったことを踏まえて今後職員と知恵を出し合い、また必要ならば議会に対しても要請をしてください。一緒に考えましょうや。本市が存続するために。

先ほど、にぎわいの関係もそうですよ。あの山車を動かしましょうや、皆さんに引いてもらいましょうや。これものにぎわいだと思いませんか、市長。その点ちょっとお尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） あの山車の活用、本市にある様々な地域資源を活用してにぎわいをくっっていく、大賛成であります。そういったことを実施できるように、ただ市費だけでやれるということは限られておりますので、市民の皆様と共に行えるようなまちづくりをしてま

いりたいと思います。

〔11番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） だからね、市長、そういったふうでみんなで考えましょうという提案をしていただければ、知恵は出すんですよ。

今はね、市長、大垣市でもそうです。養老町高田でもそうですよね。高田祭に関して延べ120人のボランティアが参加しております。ボランティアを募るのも一つ、また今マラソンなんかは皆さん参加料を払って走っていますよね。

例えば、じゃあうちにおいては、ああいった山車を引くのに、情報発信で参加料をいただければいいんですよ。参加料を取るのと思うでしょう、そうやって、市長。参加料を取ったら誰も来んでしょうと。ボランティアも少ないのに参加料を取っては来ないでしょうと。そこが市長、知恵なんですよ、知恵。いいですか。参加料を例えば1,000円いただいたら、3,000円のお土産をつけるんですよ。お金を払ってでも参加したいなあと。あそこのお祭りはいい思いができるな。それが知恵なんですよ、市長。分かりますか。分かんないでしょう。あなたにそんな発想はできないですよ。なぜ皆さんがお金を払ってまでマラソンに参加するのか。何千人と。楽しいからですよ。

だから、私も祭りの楽しさを参加していただく皆さんに味わっていただく。そのためには、お土産を渡すには若干の参加料もいただかないかん。そういったこともやっぱり知恵を絞って内外に発信するべきやと思いませんか、市長。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 答弁の求めがありましたので、お答えをいたしますが、先ほど来申し上げておりますように、あらゆる資源を活用してにぎわいをつくっていく、これは私のもともとの考えでございますし、私が政策、公約に掲げていることであります。大賛成であります。先ほど来申し上げますとおりですね。

そういったことを地域の皆様と一緒にやって実施をしていくということでもあります。協働・共創のまちづくり、これを推し進めていかなければいけません。20年いたしましたら、もう市の職員は、いつも申し上げておりますが、必要な数の6割、7割しかいなくなる。そんな時代が目と鼻の先に来ている中で、市民の皆様の力をお借りしなければまちづくりは進みませんので、市民の皆様と一緒にやって実施をしていく。市役所だけが考え、物を進めていくという時代は、もうこれからはそんな行政というのはできなくなるわけでありますので、皆様と一緒に共に進んでいく、協働・共創のまちづくり、にぎわいづくりも含めて進めてまいりたいと思います。

〔11番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） そりゃあ市役所だけじゃできませんよ。だからこそ私は市民の皆さん、またイベントに参加される皆さんに、やっぱり海津市は面白いねと思っていただけるような方法を私は取っていくべきだと思うんですよ。

市長も今の答弁を聞いておって、そうかと誰も思いませんよ。一回そういったことを勉強して、皆さんに参加していただけるような祭りを考えていきたいと、私ならそう言いますよ、私ならですよ。公約がどうのこうの、公約だったら、じゃあできていないでしょう。

だから、一般質問でいろんな議員さんの話を聞いて、やれることはやれる、やれないことはやれないという姿勢で職員の皆さんにも、やっぱりあなたの心意気を分かっていたけるような仕事をしてもらわなくちゃいかんと思うんですよ。

これは余分なことですが、私は言わずにおこうと思ったんだけど、仏師川の桜の件、皆さんに本当に感動していただきました。遠くからも来ていただきました。市長にも見てくれましたかと言ったら、市長は見ましたと言っておりましたね。ありがとうございます。どこから見られたのかと、車の中から見られたと。私ね、あの話聞いてびっくりしたんですよ。子どもの会話じゃないですよ。もし見られたのであれば、5分かかりませんよね。近くへ行ってスタッフの皆さんに、ボランティアですから、御苦労さまです、お世話になっておりますと、それぐらいのねぎらいをかけるようなゆとりがなかったら駄目でしょう、市長。

これについてはこれ以上言いませんけれども、私はここでいろんな質問をしても、なかなか市長のほうからこうする、ああするというお答えがいただけません。大変残念でございます。

それでは、2点目の質問に入ります。

県立海津明誠高等学校についてお尋ねをします。

全国的な人口減少社会の中で、本市においても養南中学校、城山中学校、南濃中学校の統合により城南中学校が誕生。海津町においては、5つの小学校の統合により新しく海津小学校が誕生しました。

本市には、100年以上の歴史がある岐阜県立海津明誠高等学校があります。しかしながら、ここ数年定員割れが続くことから、存続が危ぶまれる声が聞かれます。市長は、海津市唯一の高等学校に対してどんな思いを持ってみえるのか。また、存続がかなわなくなった場合、本市にとって計り知れないイメージダウンになるのではないかと考えます。市長はどう思われますか。これから存続に向けてどんなアクションを起こされるのか、お尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員の質問に対する答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 六鹿正規議員の海津明誠高校についての御質問にお答えをいたします。

海津明誠高等学校は、市内唯一の高校であり、本市にとって絶対になくしてはならない高校であります。市内に高校がなくなる事態が生じますと、まちの活力とともに若い世代の定住志向が大きく損なわれ、地域経済の衰退とともに人口減少が加速し、まち全体に深刻な影響を及ぼすものと考えております。

そのため、本市は令和7年2月に海津明誠高等学校との間で包括連携協定を締結いたしました。この協定は、地域探究学習をはじめとする海津明誠高校の学びの充実を図ることで、地域の活性化と高校の魅力化につなげることを目的としております。海津明誠高校の魅力を高め、多くの若者がここで学びたいと思う学校づくりを目指し、市と高校が一体となって取り組んでまいります。

その一環として、市と高校では、令和8年度総務省の地域力創造アドバイザー制度を活用し、全国の中学校・高校の魅力化を支援した多くの実績を有する専門家「プリマペンギーノ」の知見を活用し、海津明誠高校の魅力化・特色化に向けた将来ビジョンと具体的な取組を示すロードマップを策定することとしております。この将来ビジョンとロードマップに基づく具体的な取組は迅速に進める必要があり、その成案を待つことなく、できることから速やかに実施してまいります。

その一つとして、市と高校では、生徒の個別学習の指導や進学・就職に対する支援を行うとともに、地域の活性化に向けた地域探究学習の充実を図る公営型学習支援塾、いわゆる公営塾を開設したいと考えております。

具体的には、放課後や夏休みなどの長期休暇期間に公営塾を開講して、その運営・管理を本市が行うことを想定しております。この公営塾での学びを通じて、生徒の進路実現に対する支援、自己実現力の向上、居場所づくりに取り組み、海津明誠高校の魅力化・特色化につなげてまいります。

なお、令和9年度高校進学を希望する中学3年生の生徒とその保護者を対象とする学校説明会が7月に開催されることから、新たな海津明誠高校の魅力として、この公営塾の説明を行いたいと考えており、関連予算を盛り込んだ補正予算案を今定例会に提出したところであります。

また、令和8年度より、株式会社トーハンの協働により高校生書店プロジェクトをスタートいたします。このプロジェクトは、地域課題の解決を目指す探究学習の一環として、高校生が主体となって地域との関わりを深めながら進めるもので、高校生がビジネス手法を学び、それを活用して問題解決力や企画力を養うことを目的としております。

令和8年度は、普通科の3年生を対象にワークショップを含む計6回の講義と一日書店の

出店を計画しております。さらに、今年度策定する将来ビジョンとロードマップに基づき、第3、第4の新たな取組を実施し、海津明誠高校の魅力化・特色化に全力で取り組んでまいります。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁といたします。

〔11番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） 市長、担当課の書いた原稿を読んでおると、それだけでも時間がかかるんですよ。あなたの思いでいいんですよ。例えば、じゃあ私がこれからお話しすることは、私この塾に関しては15年前から話をしておるんですよ。15年前ですよ、市長。もっと前は、20年前に私は今の状況を予測しておったんです。当時の町長にもお話ししました。

皆さん、危機感がないんですよ、危機感が。こうなる前に、もっとこうなることを予測しな駄目なんですよ。だから、先の読めない人が上のほうにおると、このまちは駄目になるんですよ、正直言って。

今回、私の思っておったことを一応手がけてくれる担当課の皆さん、本当に御苦労さんでございます。

私は、そこで一つ提案するんです、市長。今この本市から、大垣市とか、羽島市とか、ほかの地域の学校へ行く子どもたちにはバス代が補填されていますよね。私は、本来こういった状況を迎える前に、こういった状況になる前に、市外からこの海津明誠高校へ来ていただけるお子さんに対して、バス代を同じように、またはそれ以上、来ていただきたいんだから。同じ1万円以内か、その倍でもいいんですよ。それぐらい補填して、来てくださいよ、塾も考えますよ、こんなサポートもしますよと。それを市長ね、私はやるべきだと思うんですよ。

これは、私の考えでもあるけれども、職員が、「何で市外出ていく人ばかりに補填して、市外から来る子には補填がないんだ。」と、言われたんですよ。なるほどなあと思いました、私。

だから、早急に今回の一般質問に入れさせてもらったんだけど、皆さんはそれをどう思いますか。市長はどう思いますか。これね、大変素晴らしいことだと思うんですよ。そういったことを考える職員さんも見えるんですよ。もっと視野を横へ広げて、この本市を存続させる、立ち直らせるためには、皆さんと本当に膝を突き合わせて話し合わな駄目ですよ。私は、あなたにはちょっとそれが欠けておる部分があるのかなあと思うんですよ。

時間のほうもありませんけれども、そういったことに対しての意気込みを市長、お答えください。そのバス代の補填ができるかできんか、検討していただけるか、それも踏まえてお答えください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 先ほどの答弁は私が書いております。

絶対になくしてはならないという思いも私の言葉であります。その海津の大切な海津明誠高校をしっかりと存続させる、そのためにであれば、私もどんな手も検討していく必要があると思っています。バスといいますか、海津明誠高校に通う生徒への支援ということもその一つでございますので、そういったものを全部、全てを考えながらロードマップを策定してまいります。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔11番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 六鹿正規議員。

○11番（六鹿正規君） ありがとうございます。

お互いに知恵を出し合って、本市の発展を真剣に考えましょうや。お願いいたします。

質問を終わります。

○議長（里雄淳意君） これで六鹿正規議員の質問を終わります。

◇ 寺 村 典 久 君

○議長（里雄淳意君） 続きまして、2番 寺村典久議員の質問を許可します。

寺村典久議員。

〔2番 寺村典久君 質問席へ〕

○2番（寺村典久君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、私からは1点、防災・減災について。質問相手は市長でございます。

まずもって、昨日台風6号の被災されました地域や皆様に対して心よりお見舞いを申し上げます。また、一刻も早い復旧・復興を願うばかりでございます。本当に大変な思いをされておられる方に対してお見舞いを申し上げます。

今回、防災・減災対策についてということでございます。

それでは、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

近年、激甚化する気象災害や想定される南海トラフ巨大地震は、近代日本における最大の被害をもたらした関東大震災をはるかにしのぐ規模であると想定されています。今後起こり得る災害に備え、防災・減災のために自分たちでできる最も重要なことは、自分の身は自分で守る自助の意識を持ち、日頃から家具の固定、備蓄、ハザードマップの確認等を行うことでもあります。こうしたことを日常生活に取り入れ、家族や近所とのつながり、共助を日頃から強化していくことが、被害を最小限に抑える鍵になるのであると考えます。

防災・減災対策の基本原則である自助・共助・公助を踏まえ、今回の質問の主眼として、

主に公助そのものの役割や、自助・共助を支える支援体制としての公助、行政の役割について質問させていただきます。

本市では、災害に強いまちづくりに向けた取組として、第2期海津市地域強靱化計画、海津市地域防災計画に基づいた取組が展開されているところであります。今後起こり得る様々な災害に対応すべく、計画に基づくハード・ソフトの取組を可及的速やかに進めていくことが極めて重要であります。

防災・減災については、過去にも多くの先輩議員が質問を行い、都度答弁をいただいているところですが、出水期を迎えるこの時期に、改めて本市の取組について、以下の4点について質問させていただきます。

1点目、防災拠点の整備状況について。

2点目、揖斐川左岸堤防整備状況について。

3点目、自主防災組織について。

4点目、減災に対する各種補助金について。

1点目に、市内における防災拠点施設の整備状況についてお尋ねします。

現在、本市には国土交通省が整備した長良川右岸に位置する道の駅クレール平田北側の野寺防災拠点や、長良川サービスセンターとして設置された福江防災拠点が存在します。また、揖斐川左岸には、現在整備中の高須防災拠点が国土交通省の防災拠点として位置づけられております。

しかしながら、この高須防災拠点は、用地を取得してから現在まで6年経過しておりますが、一向に完成の兆しはないように感じております。公共残土を利活用することは承知しておりますが、完成までにおおむねどの程度の期間が必要で、どのような形態で、どう管理・運用していくのか、お示してください。

2点目、揖斐川左岸堤防整備状況についてお尋ねします。

令和6年度までに、上流部から海津橋東詰めまでかさ上げ工事が完了しておりますが、その下流部のかさ上げ工事が進んでいる気配が感じられません。下流部の帆引新田・七右衛門新田地内の護岸工事も間もなく完了と思われますが、今後の見通しについて御教示ください。

3点目に、自主防災組織についてお尋ねします。

現在、本市には106の自主防災組織がございますが、その主な活動内容や特に顕著な活動をしている組織があれば、その内容と、市としてどのような関わりを持って取り組んでいるのか、御教示ください。

4点目に、減災に対する各種補助金について。

現在も自主防災組織に対する非常食等防災備蓄資機材購入費補助金については承知しておりますが、令和8年度から岐阜県においては感震ブレーカーに対する補助制度が創設されて

おります。この制度は市町村に対する補助であり、市が補助制度を活用した事業を実施しない限り、市民がその恩恵を受けることができない制度であると認識しております。

感震ブレーカーは、地震の揺れを検知するセンサーと電気を遮断する機構を組み合わせた装置で、大きな揺れを検知した際に自動的にブレーカーを落とし、電気を止める装置であり、地震による電気火災や通電火災を防ぎ、地震発生時の二次災害防止に大きな役割を担うものであります。

このことは、令和6年第4回定例会において浅井まゆみ議員が質問されておりますが、そのときの答弁では、感震ブレーカーの設置を促進するとされておりました。岐阜県が制度を創設されましたので、このタイミングで市として早期に補助制度を創設すべきと考えますが、今後の方針について御教示願います。

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員の質問に対する答弁を求めます。

伊藤隆八都市建設部長。

○都市建設部長（伊藤隆八君） 寺村典久議員の防災・減災対策についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

1点目の高須防災拠点と2点目の揖斐川左岸堤防の整備状況につきまして、まず高須防災拠点は、災害復旧資機材の備蓄及び災害復旧活動の拠点としての運用を目的に国土交通省により整備が進められております。

現時点におきましては、令和7年第3回定例会で答弁しましたとおり、決壊時に甚大な被害をもたらすおそれのある堤防の整備が優先的に進められており、この堤防整備が完了した後に高須防災拠点の本格的な整備が進められる予定であります。

次に、揖斐川左岸堤防につきましては、令和6年度までに福岡大橋から海津橋間の整備が完了し、現在は海津橋から下流区間において護岸整備が進められております。当該区間においては、令和7年度までに約120メートルの護岸整備が行われているところであり、令和8年度はさらに約50メートルの整備が予定されております。堤防のかさ上げ工事は、現在進められております護岸整備の完了後、実施される予定であります。

高須防災拠点と揖斐川左岸堤防の整備完了の見通しにつきましては、現時点で国から具体的な時期は示されておられません。これまで度重なる水害を経験してきた本市にとって、激甚化・頻発化する豪雨への備えは極めて重要でありますので、今後もあらゆる機会を通じて、国に対し、これら整備の早期完了を強く要望してまいります。

3点目の自主防災組織につきまして、本市におきましては市民の皆様の安全・安心を強化するため、自助・共助の意識の醸成が不可欠であるとの認識の下、各自治会に対し、自主防災組織の設立を積極的に働きかけております。

具体的には、自主防災組織の規約作成、組織体制の構築、さらには活動計画の策定方法に至るまで、分かりやすい手順書を作成し、きめ細やかな説明を実施しております。また、設立に伴う初期費用に対して補助金を交付することで、その立ち上げを後押ししてまいりました。こうした継続的な取組の結果、市民の防災意識は着実に向上し、現在106の自主防災組織が活動しており、本市の防災力向上に重要な役割を果たしております。

各組織は、それぞれの規約にのっとり、地域の実情に応じた活動計画を策定し、それに基づいた訓練や啓発活動を実施しております。主な活動内容といたしましては、初期消火訓練、避難誘導訓練、さらには大規模災害時を想定した炊き出し訓練といった実践的な訓練のほか、食料や飲料水、多様な防災資機材の備蓄、整備にも取り組んでおります。

中でも、近年の災害の激甚化を受け、従来の訓練に加え、より実践的で応用力の高い取組を積極的に導入する組織が増えております。具体的な事例といたしましては、万が一の際に命を守る救命講習や災害時に重要となる簡易トイレの設置訓練といった、より現実的な課題に対応する訓練が上げられます。さらには、地域特性を考慮したDIGと呼ばれるゲーム形式の災害図上訓練や、HUGと称される避難所運営ゲームといった図上シミュレーションを通じた実践的な訓練を導入する組織も増えており、その活動の充実度は高まっております。

本市といたしましても、こうした自主防災組織の活動がより効果的かつ円滑に進むよう多角的な支援を行っております。具体的には、訓練の企画に関する相談や必要な備蓄品に関する情報提供など、組織からの多様な相談に対し、専門的な知見に基づききめ細やかな対応をしております。

また、DIGやHUGのような実践的な図上訓練を実施する際には、職員が進行役やコーディネーターとして積極的に関わり、訓練の質の向上を図っております。

加えて、組織からの要望に応じて、地震や水害への備え、避難所運営のノウハウなど、地域の実情に合わせたテーマで防災講話を実施しております。特にこの防災講話では、避難所生活の質を高めるために不可欠なパーティションの組立て体験や、衛生的で快適なトイレ環境を確保する熱圧着式密閉包装簡易トイレ「ラップポン」の設置体験など、参加者が実践を通じて防災知識を深められるよう工夫を凝らしております。

今後も自主防災組織の活動がより実践的で充実したものとなり、様々な災害リスクに対応できるよう、対話を重ねながら一層の連携強化に取り組んでまいります。

あわせて、各組織の取組が自治会単位にとどまることなく、小学校区などの地区全体へと横展開するよう、地域の防災リーダーや地区社会福祉協議会などとも連携しながら普及、浸透を図ってまいります。

4点目の感震ブレイカーの設置補助につきまして、本市におきましては、これまで市報や市ホームページへの掲載に加え、防災出前講座や消防訓練など様々な機会を通じて、感震ブ

レーカーの設置の意義や重要性について市民の皆様への周知・啓発を図ってきたところです。

こうした中、国において、令和8年1月に感震ブレーカーの設置を促進する方針が示され、岐阜県においても市町村が実施する感震ブレーカー設置支援事業の経費を補助する制度が設けられたところです。

現在、岐阜県内では6市町が感震ブレーカーの設置支援事業を実施しており、地域の実情に応じた補助内容や補助率となっております。本市といたしましても、令和9年度からの感震ブレーカーの設置支援事業の開始に向け、先進事例を参考にしながら、本市にとって真に必要な支援制度を検討してまいります。

以上、寺村典久議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） 答弁ありがとうございました。

防災・減災については非常に奥が深いといえますか、どれだけやっても足りないぐらいのものだというふうに認識しております。

まず1点目、再質問ですが、高須防災拠点についてでございます。

先ほどの御答弁では、災害復旧資機材の備蓄、復旧活動の拠点としての運用というふうに御答弁をいただいたところでございますが、もう少し具体的に、どのようなものがどのように運用するのか、どの機関が運用するのか、お知らせいただけるとありがたいです。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

松永昭広東海環状道・基盤整備推進室長。

○都市建設部建設都市計画課東海環状道・基盤整備推進室長（松永昭広君） お答えします。

高須防災拠点の整備概要としましては、敷地面積約1万2,000平米ほどの土地に堤防高と同等の高さまで約12万立米ほどの盛土が行われまして、その天端には災害復旧用の資機材としてコンクリートブロックや割栗石などが備蓄されるほか、ヘリポートの整備などが計画されております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございました。

そうすると、盛土をして、そこにコンクリートブロックや割栗石、いわゆるテトラとか、そんな感じのものを置くというような認識でしょうか。

そうしますと、実は私も堤防を結構通るんですが、上流に輪之内町がございます。輪之内町は立派な防災拠点をよく目にします。あそこは建物が3棟と、あと簡易テントのような大

きなものが1棟あります。そこには、輪之内町防災拠点と書いた立派な建物がございます。

私どもも、ほかの市民の皆さんも、ああいうところをイメージしておられるのではなからうかと思うんですけど、私自身もそう思っていましたので、今の御答弁を聞きますと、特に建物とかはないというふうな考え方ですが、輪之内町の防災拠点との違いといいますか、その辺りのところの部分はどんな感じでしょうか。ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

松永昭広室長。

○都市建設部建設都市計画課東海環状道・基盤整備推進室長（松永昭広君） お答えします。

輪之内町内で整備が行われている施設は、防災ステーションと呼ばれるものでして、高須防災拠点と同様に、災害復旧用の資機材の備蓄としての機能に加えまして、町が事業主体となりまして、避難所であるとか、備蓄倉庫等の整備が行われているといったものになります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございます。

輪之内町は、そこに備蓄倉庫を造ると。多分輪之内は輪之内町がお金を出して建てられたものだというふうに思いますが、この高須防災拠点については上物は造らないということで、要は、市はお金を出さないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

松永昭広室長。

○都市建設部建設都市計画課東海環状道・基盤整備推進室長（松永昭広君） お答えします。

今回の高須防災拠点の施設というのは、あくまで河川管理者が万が一の堤防決壊とか、破堤があった場合に迅速に復旧活動を行うための拠点施設ということでございますので、そういった整備の目的でございますので、避難所としての活用というのは考えておりません。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） 分かりました。

私も実は昔々、高須輪中水防組合の実は事務局をしております、市内に水防倉庫が35あるということは認識をしております。そこに幾つかの備蓄倉庫があるということは認識しておりますが、またあそこに造るのかなあというような思いが少しあったものですから、ここで質問させていただいたというところでございます。

どちらにいたしましても、まだ公共残土を使うということで、いつになるのか分からない

という中、私も市民の皆さんから伺っている中でお答えづらいなあというのが正直ありますので、できる限り計画性を持って進めていただけるように、国等に働きかけをお願いしたいと思います。

そして、揖斐川左岸堤防の整備でございます。

私、昔から河川改修、いわゆる治水は下流からという原則の下に治水工事が行われてきたというふうに認識をしております。下流部をしっかりと固めないことには水は流せないという認識で、土木工学上の原則が、これは昔の考え方なのかしれませんが、そのような教えを受けて私たちは仕事もしてまいったところでございます。

この辺りの治水は下流からという原則が、今違うのかなあと。工事そのものが上流のほうで先に進められているような件もあるわけでございますが、ダムなんかは当然そうなんですけれども、それ以外の部分でも、堤防の整備についても、どっちかというと海津橋から下を先に整備してから福岡橋のほうをやるべきではなかったのかなあというふうにも少し思うんですが、その辺りの見解はどのようにお考えでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

松永昭広室長。

○都市建設部建設都市計画課東海環状道・基盤整備推進室長（松永昭広君） お答えします。

議員仰せのとおり、河川整備というのは基本的に下流から行われるものではございますが、海津橋から上流の区間では、洪水による堤防の浸食を防ぐために高水敷と呼ばれる部分がございますが、そちらが既に整備済みであったということから、残りの堤防かさ上げを行うことで完成断面とすることができるということでございまして、河川整備による治水安全度の向上効果をより早期に発現させるといった観点から、先行して整備が行われたと伺っております。以上でございます。

〔２番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○２番（寺村典久君） ありがとうございます。何となく分かりました。

その部分のところは、河川断面を確保するという上でいわゆる高水敷が確かに福岡橋から海津橋はございます。海津橋以降については高水敷はないわけでございますが、そこはなかなか昔はしゅんせつ工事を幾つかやっておりました。何年も多分しゅんせつされていないので、ちょうど旧西江小学校の対岸辺りは干潮になるとシジミが取れるんですね。みんなシジミを取ったりはしているんですが、そういった生態系の部分は非常にいいのかなあとと思いますが、河川断面を広げていくということは、今後しゅんせつとか、高水敷の整備というのは不可欠である。それが終わったら、速やかにかさ上げをされるものだというふうに認識をしたわけでございます。

いずれにいたしましても、大きな工事については財政力のない市で何かを行うというわけではございません。「木曽川下流改修工事促進期成同盟会」とか、「揖斐川流域住民の生命と生活を守る市町連合」とか、いろんな団体がたしかあったというふうに記憶しておりますが、そこで要望活動なんかはされておるかと思いますが、どのような活動をされておられるのか、もし分ければお伝えいただけるとありがたいです。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤隆八都市建設部長。

○都市建設部長（伊藤隆八君） お答えします。

各同盟会の活動としましては、沿川市町と連携しまして、例年夏と秋の年2回、国土交通省や財務省、地元選出国會議員に対し、揖斐川左岸堤防の改修や防災拠点の着実な整備の推進、必要な予算の確保について要望を行っております。

また、本市と国土交通省木曽下流河川事務所との間で毎年開催しております事業調整連絡会議におきましても同様の要望を行っております。

今後とも、先ほど答弁いたしましたとおり、あらゆる機会を通じて積極的かつ強く要望してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございます。

要望活動については大体分かりましたが、これは沿川市町の団体で要望活動されておることなんですが、本市独自で、今私が申し上げたのは揖斐川の川筋の話をしておりますが、いわゆる治山、山のほうも、一番ここで災害が起きやすいところって、私は土砂災害だというふうに認識しています。

南濃町の山筋、谷筋には土砂災害のレッドゾーン、イエローゾーンと言われるところが幾つかございます。そちらについては、岐阜県の砂防課とか、国も国土交通省、あとは植林の部分でいくと農林水産省というような部分の多面的な省庁が会議をして、治山事業は行われているものだというふうに認識をしておりますが、そういったところについても、市長はやっぱり行政のトップでもありますし、政治家でもあるので、その辺りも市長として単独でも要望活動はされておられるのでしょうか。

どうですかね、国會議員だとか、いろんな党だとか、省庁だとかに出向いて、昔はよく陳情というような形で行っていた覚えがありますが、もちろん団体では行きますし、単体で、いわゆる海津市として要望活動というのはどうでしょうか。やられておられるのか、やる方向というのはどんなものでしょうか。市長、どうですか、お考えとしては。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 単体で私だけで、ほかの市町と連携を取らずに海津市だけ要望に行くということはもちろんございます。ただ、この件で行ったかと言われると、それは行っておりません。そのほかの例えば国道の整備であったり、今後は県道整備であったり、必要に応じて、それは当然やっていくべきことだと思っておりますし、もっともっとやるべきだと思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございます。

いずれにしても、財政的に私どもは決して裕福なまちではありませんので、我々議会も、当然のことながら市長と一緒にやって要望活動等もしていくべきだというふうに私は認識をしておりますので、今後ともどうぞ強い気持ちで要望活動に臨んでいただければなあと思います。

続いて、次に自主防災組織について再質問させてください。

一応私も防災士の端くれなんですけど、現在の防災士の養成状況と今後の目標、防災士に対する思いとか、そんなものがあればお聞かせいただければと思います。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

長谷川淳防災危機管理室長。

○総務企画部総務課防災危機管理室長（長谷川 淳君） お答えいたします。

まず、防災士の現在の人数でございますが、令和8年4月1日現在で市内にお住まいの方ということに限って申し上げますと、310名の方が取得していらっしゃる状況になっております。

また、目標値というところでございますが、第2期海津市地域強靱化計画の中で、来年度末、令和9年度に400人ということで計画をしております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございます。

防災士の養成については、防災士を養成することが目的ではなくて、地域で活動を担っていただける方、本当に先ほど冒頭でも申し上げましたように、やっぱり自助・共助の部分のところをどうやって高めていくか、その役割の一助となる資格を持っていらっしゃる方が防

災士であるというふうに認識をしております。

防災士の方でも、特に南濃町の方なんかは、昨年でしたか、城南中学校で大規模な防災訓練をされたということは本当に頭が下がる思いでおりますが、そういった方々をやっぱりちゃんと行政としてもサポートする体制をしっかりと持っていたいただきたいなあと。

あともう一つは、できていないところ、そうでない106の自主防災組織があるわけですが、そこの中でもやっぱり温度差があると思います。実際に防災組織のない自治会長さんとお話をこの間させていただいたんですが、よそはどうやっておるんやろうと。こういうようなお話を聞きました。やっぱりそんなこともあったもんですから、今回の質問もさせていただいたところでございます。

それぞれ本当に自分の身は自分で守るんだ、隣近所と協力してやっていくんだ、やはりこれは意識としてはもちろん皆さん持っていていただく部分はあるかと思いますが、何らかのアクションを起こす中で、その意識がさらに磨かれていくものだというふうに認識しておりますので、ぜひともそういった形で進めていただければなあとと思います。

また、今の答弁もそうなんですけど、自助・共助に任せるのではなくて、昔、海津市長良川リバーサイドプラザで大規模な防災訓練が行われました。そういった部分で、展示的な防災訓練ではなくて実際に本当に大きな形、たしかあのときは自衛隊も来ていたし、岐阜県の消防とか、かなりの大がかりな訓練があったというふうに、そこに私も参加したので覚えているんですが、そういった訓練も何年かに一回は、自主防災組織に任せるのではなくて、市が主導となってそういったこともしていくことが大きな啓発につながるとは思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

奥村孝司総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（奥村孝司君） お答えいたします。

今現在、防災訓練の方向性でございますが、比較的今までの展示型の防災訓練、こういったものばかりではなく、自主防災組織の団体ですとか、そういった方々を含めて協働して一緒にやっていく、実践的な訓練というものをやってまいりました。

また、市が主導する大規模な訓練以上に、各地域で行われる自主的な訓練の普及というのを今まで大切にやってきておりますし、そういったことで地域の防災力をこれからも高めていきたいというふうに考えておるところです。今議員おっしゃられた自衛隊とかを含めた訓練ということは、正直今計画はございませんが、そういったことも今後必要性を検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（里雄淳意君） 再質問はございますか。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございました。

大規模な訓練って、なかなか準備も大変ですし、様々な調整が必要かと思いますが、どこかの機会でそんなこともしていくことが、また施設の活用にもつながっていきますので、ぜひまた御計画をいただければと思います。

次に、答弁の中でいわゆる簡易トイレ「ラップポン」の紹介がございました。今備蓄品、食料の備蓄は皆さん多分もうやっていると思うんですね。大分言われていると思うんですが、水とか食料の3日分は備蓄しましょうよということを言っているんですが、トイレの問題はなかなかそこまでいっていない。ここは正直田舎なので、何とかなるわと思っていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、トイレの問題というのは、大体5時間に1回は必ず排尿・排便というのをやらないと脱水を起こしてしまう。それを嫌がって、排尿に行かないために水分を取らないというような、特に高齢者なんかはあるわけですが、そういう部分でこの「ラップポン」、簡易トイレというのはすごく重要なことだと思います。

大体家族に、1日5回、1人行くとして、それを家族人数分の3日間、最低3日間は用意しておくべきだというような記録もあるわけですが、実際にラップポンの紹介なんかも、もししていただけるのであればどうかと……。いいです。ちょっと時間がないので、この「ラップポン」という簡易トイレをもっともっと御紹介して、トイレの中で便器にかぶせて、そこに用を足して、そこに凝固剤を入れて、必要に応じて絞ってごみに出すというようなところですので、ぜひこんなことも一回うちでやってみるといいのかもしれないので、皆さんも、御覧になっている方も、もしやっただけるといいかなと思います。

あと次、一番ここ私が言いたいところ、感震ブレーカー、これは私も見て、ブレーカーの中に震度5以上の揺れを感じると遮断するという感震ブレーカー、この構造を私は感心したんです。そこは笑うところではないんですが、笑っていただけるところなんですが、関心を持ってもらうためにもこの質問をしているんです。本当に感震ブレーカーで。

これ、先ほど補助事業も始まったということで、岐阜県内6市町ということです。先ほどの御答弁もありましたが、補助率も2分の1から3分の2ということで、補助上限も2,000円から3万円までというようなところでございます。

やはり火災というのは、1軒だけでなかなか済まない。特に住宅密集地であれば、1軒だけ助かったところで、それは類焼してしまう。特に関東大震災なんかはお昼どきでしたね。大正12年9月1日11時58分、当時のかまどで炊いていたので火事が起こったという部分と、あと前日の台風のあおりで風がすごかったということが記録として残っているわけですが、そうすると類焼してしまうおそれがある。これは、ですから6市町のうちの3つが組織を単位とした補助制度をつくっているんですね。要するに、10軒以上申請すると補助金が出ると

いうようなところもあります。

特に、この3月に都市計画の用途指定がされた地域、高須町だとか、今尾だとか、駒野だとかいうようなところなんかは、やはり1軒だけ助かっても、ある意味危なくてしょうがないと思います。そういったところに対しては、逆に言ったら本当に組織としての補助金、補助制度も考え方として一つではないかなあというふうに思いますので、また今後、創設に向けて検討されるというお答えをいただきましたので、そんなことも踏まえて御計画をいただければなあと思います。

また、新築・リフォーム、これは必須でつけていただいたほうが絶対いいかなと思いますので、ここについても特に用途地域に指定されたところについては、いや応なしに、それをつけたら必ず補助金を出しますよと。補助金も上限に際限がないわけではいかんと思うので、それはもう予算の許す限りとか、よくあるパターンなんですけど、そういったことも踏まえた制度設計をしていただくことが望ましいのではないかなあというふうに思いますので、ぜひぜひ先ほどの答弁にあったように、しっかりとした感震ブレイカーの補助対象、補助制度を構築いただくようお願いを申し上げる次第でございます。

あともう一点、火災なのでもう一つ、住宅用の火災報知器、火災警報器ですね。これについても2006年に義務化をされて、2011年に完全義務化。もう既に十四、五年たつわけですが、大体火災警報器は10年が目安だというふうに思っています。最初につけられた方も10年以上たっているんですね。それで、うち火災報知器ついておるでいいわと思っていらっしゃる方がかなりいらっしゃると思うので、その部分についてもしっかり啓発をしていただきたいなあと思います。

このことについて、消防のほうからはどんなお考えがありますか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

加賀誠消防長。

○消防本部消防長（加賀 誠君） 住宅用火災警報器の啓発につきましては、議員仰せのとおり、住宅用火災警報器の設置が義務化されてから10年以上経過します。古くなった住宅用火災警報器は、電子部品や経年劣化や電池切れなどで火災を正常に感知しなくなることがあります。

そのため、消防本部では、住宅用火災警報器の点検方法や10年を経過した機器の交換について、市報かいつやホームページに掲載するほか、消防関係イベントなどで広報しているところです。今後につきましては、様々なツールを活用し、点検や交換の必要性を周知してまいります。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 寺村典久議員。

○2番（寺村典久君） ありがとうございます。

時間もなくなってきました。

昨日の中日新聞に、愛知県の南海トラフ、10年ぶりに被害想定が改定されたということが出ています。その中では、耐震化、固定家具、ブレーカー、即避難、この4つがうたわれておりますので、そんなことも踏まえて防災対策・減災対策に皆さんが取り組んでいただきますようお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで寺村典久議員の質問を終わります。

ここで1時15分まで休憩いたします。

（午前11時21分）

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時13分）

○議長（里雄淳意君） 初めに、午後からの会議に9番 伊藤久恵議員より欠席届が出ておりますので、報告いたします。

◇ 松 岡 唯 史 君

○議長（里雄淳意君） それでは、10番 松岡唯史議員の質問を許可します。

松岡唯史議員。

〔10番 松岡唯史君 質問席へ〕

○10番（松岡唯史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

要旨1. 図書館について、質問相手は市長です。

ホームページによりますと、海津市図書館は平成8年11月に開館して以来、暮らしに役立つ市民のための図書館を目指し、図書に限らずAV資料（映像等）や新聞、雑誌など多彩な形態の資料を所蔵しています。また、2階には多目的ホールを有しており、市内の社会教育団体、文化団体、図書館等が利用しております。

近年の利用状況としましては、来館者数は令和5年度の約6万人から令和7年度は3,000人弱減らしておりますが、令和6年11月に開館しました海津市こども図書館の来館者数が令和7年度は1万5,000人強お見えになりますので、市内全体としての図書館利用者は増加していると言えます。

ただ、貸出冊数は令和5年度の約14万3,000冊から、令和7年度は約11万3,000冊と約3万冊も減らしており、海津市こども図書館の令和7年度貸出冊数約1万3,000冊を加えても、

市内全体の貸出冊数は減少傾向にあると言えます。

一方、本市は令和4年3月22日に読書のまち宣言を制定し、併せて読書のまち宣言における4つの姿に近づくための重点目標を設定した読書のまち宣言に向けての読書活動推進の取組を策定しております。そして、この取組における3つの重点目標の中の一つとして、図書館サービスの充実と適切な環境の整備が掲げられており、その中の一つに、計画的な施設・設備の改修として、老朽化した施設・設備の維持管理はもとより、利便性及び機能の向上や図書館サービス拡充への対応を見据えて、施設及び設備の改修を計画的に進めていきますとしております。

また、令和7年2月に本市は株式会社トーハンと本を通じた地域における社会経済の活性化及び文化の振興を図り、持続可能なまちづくりを実現することを目的として包括連携協定を締結しており、同社と連携する内容の一つとして、書店ゼロの解消に関することとしております。

これらのことを踏まえ、市長に次のことをお尋ねいたします。

1. 令和7年度海津市行政評価報告書によりますと、市内全体の年間入館者数について、令和6年度の目標値を10万人としていたものの、実績値は約6万6,000人であり、令和7年度は前述のとおり約7万3,000人と増加傾向にあるものの、目標値には届いておりません。また、貸出冊数は減少傾向にある。こうした図書館、特に海津市図書館の現状認識と今後の方向性、方針についてお尋ねをします。

2. 同報告書によると、事業課題として、海津市図書館は開館して30年近く経過し、施設の老朽化が進んでいるので、修繕や更新をしていく必要があるとしております。そこで、施設の修繕・更新についての具体的な考えがあるのかをお尋ねします。

3. 本年3月29日付の中日新聞に図書館で本を売る実証実験についての記事が掲載されていましたが、本市における株式会社トーハンとの包括連携協定に基づく書店ゼロを解消するための今後の取組について、進捗状況等も含めて詳細をお尋ねします。

4. 令和7年度第1回海津市図書館協議会会議録によると、図書館職員数が減少傾向にある。令和2年度16名から令和6年度10名。理由は平田図書館の閉館に伴うものと考えられますが、海津市こども図書館の開館との関係、業務への支障及び市民サービスの低下となっていないのかお尋ねをします。

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤康成市民生活部長。

○市民生活部長（近藤康成君） 松岡唯史議員の図書館についての御質問にお答えいたします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

1点目の海津市図書館の現状と今後につきまして、市内図書館の入館者数は、コロナ禍前

の令和元年度に約12万2,000人でありましたが、コロナ禍の影響や平田図書館の閉館などにより、令和4年度には約6万1,000人まで減少しました。その後、令和6年11月にこども未来館に併設するこども図書館が開館したことなどにより、入館者数は令和6年度に約6万6,000人、令和7年度には約7万3,000人と回復傾向にあります。

一方、貸出冊数につきましては、読書を取り巻く環境の変化や生活様式の多様化などを背景に減少傾向が続いております。

そのような中、市内図書館では、市民やボランティア団体と協働しながら、子どもから高齢者まで幅広い世代が本に親しみ、読書を楽しむ機会の創出に取り組んでまいりました。

具体的には、海津市図書館において、令和5年度に整備した読書ガーデンを活用したイベントを開催するなど、屋外で読書を楽しむ魅力の発信や交流の場づくりを進めてまいりました。こども図書館では、親子で安心して利用できる環境を生かし、読み聞かせや各種イベントを実施するなど、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

今後も、海津市図書館における読書ガーデンの活用とこども図書館における子どもの読書活動の推進を図りながら、それぞれの特色を生かして本に親しむ機会の充実に取り組んでまいります。

2点目の海津市図書館の修繕や更新につきまして、海津市図書館は平成8年の開館から約30年が経過し、経年劣化が見られることから、建物の修繕や設備の更新を行い、利用環境の維持を図ってまいりました。

具体的には、図書館情報システムの更新や自動貸出機の導入に加え、令和6年度には屋根の一部を修繕するとともに、空調設備や高圧受電設備の改修を実施するなど、計画的に修繕や更新を進めております。

引き続き、今年度改定する公共施設等総合管理計画に沿って、利用者の安全と利便性の確保を最優先に、適切な維持管理と必要な改修・設備更新を進めてまいります。

3点目の包括連携協定に基づく書店ゼロの解消に向けた取組につきまして、令和7年2月に株式会社トーハンと包括連携協定を締結し、移動販売や読書イベントの実施により、市民が本と触れ合う機会の創出に取り組んでおります。

具体的には、令和7年に海津市図書館で開催した読書ガーデンフェスタ、こども未来館ZuTToでのBOOK冒険パーク、羽根谷だんだん公園キャンプ場での「CAMP with BOOKS&JAZZ」などの特色のあるイベントを展開しております。

また、海津明誠高校の総合的な探究の時間を活用した高校生書店プロジェクトに取り組んでおり、令和8年度は高校生による一日書店の出店を予定しております。将来的には、高校生が主体となった書店運営を視野に入れて取組を進めております。

さらに、株式会社トーハンとは、民間事業者による小規模書店の開業に向けた課題や可能

性について意見交換を行うとともに、株式会社トーハンが展開する書店開業支援サービスを活用した書店誘致を模索しているところであります。

このように、市民が本に触れる機会を広げる取組と書店誘致に向けた取組を並行して進めているところであり、今後も書店ゼロ解消に向けた取組を進めてまいります。

4点目の海津市図書館の職員数と市民サービスにつきまして、図書館に従事する職員の数は、平田図書館の閉館に伴い一時的に減少した後、現在は海津市図書館とこども図書館を合わせて14名となっております。現在の職員体制において、日常の図書館運営に支障はなく、市民サービスの維持を図っております。

一方で、利用者の調べたいことや求める本を探すレファレンスサービスの充実が一層求められていることから、司書職員の確保は重要であると認識しており、さらなるサービスの向上に向けて、引き続き司書職員の確保に取り組んでまいります。

今後につきましても、必要な人材の確保を進めるとともに、図書サービスの充実を図り、市民が利用しやすい図書館づくりを進めてまいります。

以上、松岡唯史議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

早速、ただいまの御答弁に対する再質問をさせていただきたいと思います。

まず市内図書館の現況認識であります。こども図書館が開館した令和6年度以降、入館者数、来館者数は回復傾向にあるということでございました。また一方で、貸出冊数については減少傾向にあるという御答弁でありましたが、この理由として、読書を取り巻く環境の変化とか生活様式の変化、そういったことを上げられました。しかしなんですけれども、こうしたことが本当にその理由なのかというところは疑問に思っております。

といいますのも、岐阜県公式ホームページから令和元年度におけます本市全体の貸出冊数を調べてみたところ、当時市内で開館していた3つの図書館、海津、平田、南濃の図書館の貸出冊数合計は約22万1,000冊でありまして、令和7年度の海津市図書館、こども図書館の合計貸出冊数約12万6,000冊よりも10万冊弱なんですけれども多くありました。果たしてなんですけれども、読書を取り巻く環境の変化であったり、生活様式の変化などが要因で、貸出冊数が半減してしまうのか。やはり当時3館あった図書館が現在2館閉館してしまった、このことが大きな理由ではないか、要因ではないかと私は考えます。

そもそもなんですけれども、令和元年度の市内、先ほども言いました海津、平田、南濃図書館3館合計の延べ床面積は3,480平米でありました。現在では、海津市の図書館とこども

図書館の合計で1,773平米、半減しておりまして、蔵書数も大幅に減っております。約8万冊ほど少なくなっているということが分かっております。つまり、市民の本に触れることができる機会が少なくなっている、こういう実態があるのだと私は思っております。

一方でなんですけれども、先ほども触れましたが、読書のまち宣言に向けて、読書活動推進の取組の中におきまして、老朽化した施設・設備の維持管理はもとより、利便性及び機能の向上であったり、図書館サービス拡充への対応を見据えて施設及び設備の改修を計画的に進めていきますとあります。先ほどの御答弁の中では、施設の経年劣化に対応した改修とか設備更新等を随時行ってこられたというふうに言われておりました。

しかしなんですけれども、読書のまち宣言にあります家庭での読書を推進する、こういう目標、目指すべき姿があるとすれば、読書に親しめる環境づくりの一環として、こうした部分的な改修・更新ではなくて、現在の海津市図書館のリニューアルとか建て替えとか、そういったことも含めた抜本的な取組が必要ではないかと私は考えるわけでありますが、市長、どのような御認識でしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

近藤康成市民生活部長。

○市民生活部長（近藤康成君） 建て替え、リニューアルにつきましては、現時点におきましては検討している状況ではございません。

ただ一方で、図書館を取り巻く環境は変わってまいりますし、利用状況、また将来的な施設の在り方につきましては、やはり様々な御意見、考えもあると思いますので、議員からいただきました御指摘につきましては、今後の図書館運営の検討をする上で一つの課題ということで考えさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） いきなり唐突に検討していただけるわけでもないとは思ってはいたのですが、ある意味予想していた答弁であるんですが、参考までになんですけれども、延べ床面積のことでいいますと、公益社団法人の日本図書館協会というところがありまして、そこが公表しております公立図書館の任務と目標の図書館システム整備のための数値基準、2023年改訂というものから算出をしますと、延べ床面積は海津市の人口を仮に約3万1,000人とした場合、約2,500平米、これが基準値となるわけであります。先ほども言いましたように、現在の海津市内の図書館の延べ面積というのは1,773平米ですので、約720平米、本市全体で不足しているということも言えるかと思うんです。あくまで参考なんですけれども、そういった数値も出せるかと思います。

また、今回一般質問するに当たって、愛知県の日進市立図書館というところがありまして、そこに私行ってまいりました。やっぱり自治体の規模も違って、図書館の延べ床面積が約6,100平米であります。本当に広くて、建物も2008年だったと思うんですけども、新築されておりまして、比較的新しい建物で本当に立派でありました。小さいお子さんから学生さんであったり、高齢者の方まで、本当に幅広い方が行き来しているのを見て、私も本当にすばらしいなと思いましたし、こんな図書館が本市にもあったらなと思いました。こういう図書館がもし本市にあれば、もっと図書館が活気づくのではないかなというふうに感じた次第であります。

先ほども少し部長が言われましたけれども、いろんな考え方があると思うんです。そんなに図書館のニーズがあるのかとか、建物は老朽化しているけれども、耐用年数から考えたらまだまだいけるんじゃないか、そういうお考えとか御意見とかというのも当然あるかとは思いますが、まずは今後の本市の読書環境をどうしていくのかということとか、本市の読書環境を支える重要な拠点であります海津市図書館をどうしていくのか、そういったことを市民みんなで考えていけるような機運になればなと思うんです。

そこでなんですけれども、例えば次回の海津市図書館協議会がありますよね。6月か7月に行われるかと思うんですけれども、そこで今後の海津市図書館を含めた市内の読書環境をどうしていくのかということを図書館長としてその協議会に諮問していただくとか、できることなら市民皆さんに図書館が必要かどうか、ニーズを聞いていただくような、そういったことも行政として取り組んでいただけたらなと思うんです。

もちろん私は今すぐ図書館のリニューアルをとか、建て替えをとか言っているわけではなくて、先ほどの協議会の話で言えば、委員の方の率直な御意見をお伺いしたいですし、あとは本に触れる機会を確保するための環境づくりだとか、海津市図書館を今後どのようにしていくかといったことを市民皆さんと共に考えてつくり上げていく、そういうような方向で読書のまちづくりを進めていけたらな、そういう思いで今話をさせていただいております。ぜひとも、行政のほうとしても前向きに今提案させていただいたことを御検討いただけるとありがたいなと思います。

次になんですけれども、ちょっと飛びまして、4点目の質問、図書館職員数についてであります。先ほど御答弁がありましたが、今の体制で日常の業務に支障がないとおっしゃられました。その一方で、引き続き司書職員の確保に取り組むとおっしゃられて、よく分からなかったんですけども、私が確認した限りでいいますと、こども図書館の職員、司書の職員が1人だと聞いております。その司書職員が休暇とか休憩を取られる、そういった場合には、こども未来館の職員の方が代理で業務に携われるということを聞いております。そうすることによって、本のことを聞かれても、例えば代理の方に本のことを尋ねられても分かん

なかったりだとか、あとは選書の際ですとか、その職員さんが休暇を取られる際、そういったときにもう一人司書の方がいると心強いのではないかなと私は思っております。その辺りについてお尋ねしたいと思うんですけども、もう一人司書の職員をこども図書館に配置する、そういったお考えはないでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

小粥政人文化・スポーツ課長兼図書館長。

○市民生活部文化・スポーツ課長兼木曾三川輪中ミュージアム館長兼図書館長（小粥政人君）
お答えをいたします。

司書職員につきましては、今後1人採用をさせていただいて、全部で4人体制で行いたいと思っております。4人体制でございます。先ほど3人とおっしゃいましたが、訂正をさせていただきます。4人で行わせていただきます。以上です。

○議長（里雄淳意君） 近藤康成市民生活部長。

○市民生活部長（近藤康成君） 補足をさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃった1名というのは、こども図書館のほうに1名、そのとおりでございます。海津市図書館につきましては今2人体制であります。それで、今おっしゃったように、休暇とかいろんなことで司書がヘルプに行ったりとかということはさせていただいてまして、やはりそういうことを考えますと、今課長が申しましたとおり、最低でも1人増員をして、4人体制でうまく両図書館を回していきたいなというふうに考えております。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） すみません、ちょっと私、理解が不足しておりますて申し訳ないんですけども、こども未来館の図書館職員は司書の職員1名体制だということで、今の4名というのは何の人数なんでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 小粥政人館長。

○市民生活部文化・スポーツ課長兼木曾三川輪中ミュージアム館長兼図書館長（小粥政人君）
お答えをいたします。

現在、海津市図書館に2名の司書を配置しておりますて、その1名がこども図書館に配置されます。今度1名を新たに採用させていただければ、4名体制で挑むことができるということでございます。以上です。

すみません、もう一度お願いいたします。

司書の職員なんですけど、こども図書館に現在1名です。海津市図書館に2名配置してございまして、現在3名の司書を配置してございます。それで、今後この3人では不足であるということから1人新しく採用させていただいて、今後4名体制で挑ませていただくという

ことでございます。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） ありがとうございます。何度も説明いただきましてありがとうございます。

肝腎のこども図書館の職員さんは1名から2名に増員していただけるということによろしいんでしょうか、確認させてもらいたいんですが。

○議長（里雄淳意君） 小粥政人文化・スポーツ課長兼図書館長。

○市民生活部文化・スポーツ課長兼木曾三川輪中ミュージアム館長兼図書館長（小粥政人君）
お答えをいたします。

こども図書館の配置職員につきましては1名のままで、何らかあった場合の代理を立てさせていただくというものでございます。以上です。

○議長（里雄淳意君） 山本桂子こども未来館長兼こども図書館長。

○健康福祉部こども未来館長兼市民生活部こども図書館長（山本桂子君） こども図書館につきまして、図書館司書は1人ではありますけど、先ほど議員のほうからも仰せがありましたように、こども未来館のスタッフのほうで図書館の司書が休暇であったり、休憩中は補足して手伝いをしておりますので、分からないことがあればすぐ海津市図書館のほうのスタッフに確認するようにしてやっておりますので、不足はしていないという状況ではあります。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） そうしますと、全体として司書の数が増やすんだけれども、こども図書館については現状維持ということなんですかね。私が聞いている限りだと、司書1人だとなかなか大変だということも伺っておりますので、海津市図書館の司書も含めて、司書を増やすのであれば、その辺も融通していただいて、今後利用者さんのサービス低下にもならないように、また職員の負担軽減にもつながりますと思いますので、その辺りのことを御留意いただけるとありがたいなと思います。

あと、最後になんですけども、書店ゼロ解消に向けた取組の中で、先ほど御答弁にありました書店開業支援サービスという事業について、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 山崎賢二企画課長。

○総務企画部企画課長（山崎賢二君） お答えいたします。

これは、書店開業支援サービスというのは、具体的には株式会社トーハンが今展開をしておりますHONYALと呼ばれる小規模の書店の開業を支援するパッケージでございます。本屋開業に関わる初期費用ですとか運営に係るコストを徹底的に省略化して、本屋を始めやすくする開業パッケージのことなんですけれども、具体的には、通常は書店を開業するときに2か月分ぐらいの保証金などが必要になるんですけれども、そういった保証金がなかったり、加盟金がなかったり、それでも株式会社トーハンが取り扱っている出版社約3,000社の書籍が扱える、雑誌は除くというのがあるんですけれども、そういった注文が可能といった特徴がありまして、さらに本屋ができるまでに最速2か月という、こういうお手軽な開業するパッケージというのがございます。これはしっかりとした本屋さんというよりは、花屋とか飲食店などが兼業本屋として、また週末だけ本屋をするといったライト版というか、兼業本屋さんをやるといった支援の側面が強いものですから、このパッケージを活用して市内にも書店の誘致や開業支援ができないかということを検討している状況でございます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 御丁寧な説明ありがとうございました。

株式会社トーハンとの書店ゼロ解消に向けた取組というのは、先ほども御答弁にもありました。既にいろんなことをやっていただいております、さらに今後検討されているみたいであります。この辺りのことについては後ほど橋本議員が質問されるかと思いますので、そのときにまたお聞かせ願えたらと思います。

いずれにしてもなんですけれども、市内ではボランティア団体さんなどの読み聞かせであったり、読書イベントなどを活発にやっていただいている、そのことは重々承知しております。ただ一方で、読書のまち宣言をしている本市において、本に触れる機会が減るような状況、環境であってはいけないというふうに私は思っております。

私としては、市民みんなでこれからの本市の読書環境をどうしていくのか、どう変えていくのかということを考えて、今以上に市民の方の読書活動が活発になってほしいと思いますし、読書の持つ大きな力で心豊かな社会の実現に向けて、ぜひとも行政として前向きに取り組んでいただきたいということを改めて要望させていただきまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

要旨2. 物価高対策について、質問相手は市長であります。

物価高騰が続く中で、市民や事業者への支援として、本市は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市内で使用する事ができるオリジナル商品券、1人当たり1万2,000円分が5月22日から配付されています。この事業は、物価高騰の影響を受ける市民

生活の経済的負担軽減だけでなく、地域の消費喚起と経済の活性化も狙いであると理解をしており、効果としてはまさにこれから出てくるのであらうと思われまゝ。

しかし、現状では円安、中東情勢の影響などを背景としたエネルギーや原材料費の高騰によって、食品、日用品の値上げが家計を圧迫している状況にあり、また日本銀行は今後も物価上昇が続くという見通しを持っているとのことでありまゝ。こうした中で、市民の方からは、市として暮らしを救済できることはないのかという趣旨の切実な願いを受けることもありまゝ。

そこで、切れ目ない支援で物価高から市民生活と事業活動を守るといふ本市におきまして、さらなる物価高対策を検討すべきではないのかという立場から、次の点について市長へお尋ねをしまゝ。

1. 今後の物価高対策の予定は。

2. 以前から述べているように、物価高対策としては、公平で簡便な水道の基本料金免除が最も適していると私は考えまゝ。ぜひとも御検討いただきたいが、御認識は。

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員の質問に対する答弁を求めまゝ。

奥村孝司総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（奥村孝司君） 松岡唯史議員の物価高騰対策についての御質問にお答えいたしまゝ。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたしまゝ。

1 点目の今後の物価高騰対策につきましては、議員御指摘のとおり、円安や不安定な中東情勢に伴う生活必需品等の価格高騰が長期化しており、市民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしてありまゝ。こうした中、国において昨日、ガソリンや電気・ガス料金の引下げ等を盛り込んだ補正予算が上程され、具体的な支援内容について議論が重ねられてありまゝ。

本市では、現在市民生活や事業活動を支援するため、国の臨時交付金を活用し、市民1人当たり1万2,000円分のオリジナル商品券、かいづ生涯繁盛応援券ZûiCaを5月22日から配付してありまゝ。

この事業は、物価高騰の影響を受ける市民生活の経済的負担を軽減するとともに、市内における消費を拡大して事業活動を支援し、地域経済の活性化につなげることを目的としてありまゝ。

今後の物価高騰対策は、このかいづ生涯繁盛応援券ZûiCaを含め、現在行っている様々な対策の効果を検証した上で、国や県の経済対策と協調しながら検討してまいりまゝ。

2 点目の水道の基本料金免除につきましては、世帯単位で徴収されている水道料金の免除については、世帯ごとで構成人員に差があることから、必ずしも平等な負担軽減につながらないと考えており、現時点で実施する考えはありません。しかしながら、あらゆる状況を想定

する観点から、物価高騰対策の選択肢の一つとして検討してまいります。

以上、松岡唯史議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔10番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 松岡唯史議員。

○10番（松岡唯史君） 御答弁ありがとうございました。

今御答弁にもありました1人当たり1万2,000円分の商品券でありますけれども、ほかの自治体の方からも、「海津市、すごいね」と言っていていただくこともあって本当にうれしく思うことがあります。ただ、効果はこれからということでありまして、また11月末までの使用期限であります。さらに、現在の中東情勢の影響などによって、今後の動向が不透明な部分もありまして、市民の皆さんが暮らしについて不安に思っておられる、そういったことは大変よく理解できます。

そこで、スケジュールの関係なども勘案して、この令和8年第2回6月議会において、この冬以降の物価高対策はということで、水道の基本料金免除を改めて提案をさせていただいた次第でございます。

先ほどの御答弁では、必ずしも平等の負担軽減につながらないと従前からの御答弁でありまして、ここの辺りが私の考えとなかなか差が埋まらないのでもどかしいですけれども、以前から言っていますように、経費面などを勘案しますと、先ほど出ました商品券なんかよりもずっと効率的であります。

また、西濃地域でいいますと、神戸町でこの間10か月間、水道の基本料金免除を行っております。ほかの自治体でも採用しているということからいいますと、物価高対策として水道料金基本料金免除は遜色のないものだというふうに思っております。

市長には引き続き情勢を注視していただきまして、そして水道基本料金の免除も含めました切れ目のない支援の御検討を改めてお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで松岡唯史議員の質問を終わります。

◇ 近 澤 美 佳 子 君

○議長（里雄淳意君） 続きまして、1番 近澤美佳子議員の質問を許可します。

近澤美佳子議員。

〔1番 近澤美佳子君 質問席へ〕

○1番（近澤美佳子君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って一般質問のほうをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

要旨 1. 持続可能な地域クラブ活動の構築と多角的な支援体制の強化について、質問相手は市長です。

要旨 2. 国旗・国歌の尊厳保持と本市の秩序維持について、質問相手は市長と教育長です。よろしくお願いします。

本市の部活動が地域クラブへと新しく生まれ変わった中での現状の課題と未来への展望についてお尋ねいたします。

まず明るい話題として、5月初めの全日本少年軟式野球岐阜県大会において、本市の海津ベースボールクラブが見事に第3位入賞というすばらしい成績を収められました。地域クラブとして歩み始めたばかりの難しい時期に、3校の生徒たちが心を一つにして勝ち取ったこの結果は、市民にとっても大きな喜びと勇気を与えてくれるものでした。

しかし、こうした成果の裏側では、運営の仕組みや負担の在り方について、戸惑いや不安の声も届いております。今後、地域クラブがより健やかに継続可能なものとなるよう、以下の項目について市のお考えを伺います。

1. 指導者の処遇改善と環境整備について。

地域クラブを支える指導者の皆様は、技術指導のみならず、子どもたちの安全を預かる非常に大きな役割を担っておられます。謝礼につきましては、市の御協力により少しずつ引き上げられてきた経緯は承知しておりますが、現状の単価では、準備や遠征の負担を考えると、依然としてボランティア精神に頼っている部分が大いと感じます。指導者の皆様が将来にわたって安心して活動を継続できるよう、他自治体の事例も参考に交通費などの実費支援をさらに拡充していくお考えはないでしょうか。

また、学校管理下を外れた活動において、指導者が過度な心理的負担や不安を感じることなく安全に指導に専念できるよう、市としてどのような保険体制の周知やバックアップ、また環境づくりを進めていかれるのか、現状と今後の見通しを教えてください。

2. 送迎負担の軽減と移動支援について。

例えば、野球部のように拠点を集約して活動する場合、遠方の家庭では親による送迎が大きな負担となっています。家庭や仕事の事情で送迎が難しい場合でも、子どもたちが好きな活動を諦めることがないよう、市として何らかの配慮が必要ではないでしょうか。

休日のスクールバスを活用した巡回運行やタクシー利用の助成など、地域の実情に応じた支援が行われている例もございます。本市においても、主要拠点を回る巡回バスの試行など、移動負担を軽減するための具体的な支援策を検討していただけないでしょうか。

3. 持続可能な運営と企業との連携について。

今後、補助金の仕組みが変わっていく場合、保護者の月謝負担が急激に増えることがないよう、今のうちから多様な財源確保の道を検討していく必要があります。市が仲介役となっ

て、地元企業から子どもたちの活動を支える寄附を募る仕組みの構築はできないでしょうか。企業版ふるさと納税の活用や、ユニホームや練習着などへのロゴ掲載など、地元企業が地域の子どもたちを応援し、それが企業のPRにもつながるよう、官民連携の支援の形について市長のお考えをお尋ねします。

○議長（里雄淳意君） 近澤美佳子議員の質問に対する答弁を求めます。

近藤康成市民生活部長。

○市民生活部長（近藤康成君） 近澤美佳子議員の中学校地域クラブについての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

1点目の指導者が安全に指導できる環境づくりにつきまして、今年度より中学校地域クラブからの要望を踏まえて補助金を増額したところであり、指導者の謝金は、地域クラブがスタートした令和4年度の1回当たり1,500円から1回当たり最大3,000円に見直したところです。この謝金には交通費相当分が含まれており、近隣自治体と比較しても高い水準にあると認識しております。

また、指導者の保険加入につきましては、従来より必須としており、既に全指導者がスポーツ安全保険に加入しております。なお、この保険料については、市から地域クラブへの補助金で支払われております。

このように指導者の保険加入を支援することで、指導中のけがや事故への備えを確保し、指導者が安心して地域クラブの活動に従事できる環境を整えているところです。

2点目の保護者の送迎負担を軽減する支援につきまして、現在少人数で単独での活動が難しいクラブを中心に活動の充実を図るため、活動場所の集約が進んでいるところであります。それに伴い、議員御指摘のとおり、活動場所までの移動につきましては、各クラブにおいて保護者による送迎などが行われております。

一方、本市におきましては、子育て支援事業の一つとして海津市ファミリー・サポート・センター事業を行っており、子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方が会員となり有償で援助を行う仕組みがあります。この事業では、子どもの送迎支援を対象の一つとしておりますので、保護者負担の軽減につながるよう、本事業の対象となる子どもの範囲を現行の小学生から中学生に広げ、地域クラブ活動における送迎を支援できるよう検討してまいります。

3点目の寄附を募る仕組みや官民連携につきまして、地域クラブの持続可能な運営を図るためには、会員からの会費収入や自治体からの補助金に依存することなく、各クラブにおいて寄附金や企業協賛金などを募り、外部資金を活用することは有効な手段であると認識しております。

また、本市のまちづくり協働センターで開催しているまちづくりセミナーでは、事業を進めるための資金調達をテーマにした研修を実施しておりますので、各クラブに対し、こうした研修の受講を働きかけてまいります。

なお、今年度は企業版ふるさと納税制度の募集案内を見直し、中学校地域クラブ活動支援事業が寄附対象となる事業の一つであることを明記したところです。今後も、企業版ふるさと納税を通じた中学校地域クラブの活動支援について、企業へのPRに取り組んでまいります。

以上、近澤美佳子議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 近澤美佳子議員。

○1番（近澤美佳子君） 御答弁ありがとうございました。

御答弁では、謝金に関してですけれども、最大3,000円への見直しで環境を整えていただいたということで、ありがとうございます。

でも、しかし現場はまだまだといった状況だと思います。例えば試合などの遠征の際に、自費で高速代やガソリン代を払ってしまうと3,000円など一瞬にして消えてしまう。指導者は今も実質赤字という現状があるのではないかと思います。本市のために汗を流す指導者の皆様に、これ以上ボランティア精神や持ち出しを強いるべきではないと思います。また、安易な月謝値上げに頼るということも各家庭格差を生むため反対をします。

この指導者の持ち出し赤字をなくすため、遠征時の交通費を実費として別枠支給する、あるいは上限を引き上げるなど、もう一步踏み込んだ処遇改善を行うお考えはありますか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

近藤康成市民生活部長。

○市民生活部長（近藤康成君） 先ほども御答弁をさせていただいたとおりでございますが、指導者の謝金につきましては、指導者の皆様の御意見を踏まえながら、令和8年度から謝金を見直されたというふうに認識をしております。

また、本市の謝金の水準につきましては、これも答弁で申し上げましたが、近隣自治体と比較しても高い水準にあると承知しております。今回の見直しにつきましては、指導者の皆様に一定の御理解をいただいているものと考えております。

なお、謝金の具体的な金額等につきましては、やはり地域クラブの運営に関わる事項でございますので、私から個別の金額を申し上げることにつきましては差し控えをさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔1 番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 近澤美佳子議員。

○1 番（近澤美佳子君） ありがとうございます。

この声をお聞きしたのは、指導者の方ではなくて、保護者の方からお聞きしたことでございます。やはりお休みの日を削って指導に来てくださる指導者の方に少しでも長く続けていただいて、少しでも待遇がいいようにという保護者の皆さんのお気持ちからだったので、市の体制というところも分かりますが、またそういった声があるということも頭に入れていただきながら今後の検討を重ねていていただきたいと思います。

次に、保護者の方の送迎負担についてです。

御答弁にあった海津市ファミリー・サポート・センターの拡大検討も結構だと思います。しかし、平日の利用を前提としたコミュニティバスや個人の互助活動だけでは、土・日の早朝、夕方の移動には現実に使えない、限界があると思います。行政のこれまでの枠組みにとらわれず、拠点間や各中学校をダイレクトにつなぐ合同シャトルバスなどの運行など、市が主導して現実に機能する送迎支援策を打ち出していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

近藤康成市民生活部長。

○市民生活部長（近藤康成君） 議員から御提案がありました拠点間や近隣学校をダイレクトに結ぶ合同シャトルバスを市が主導して運行してはどうだということでございますけれども、やはり運行体制の確保、また費用負担の在り方など解決すべき課題が多く現時点ではありますので、現時点では実際にちょっと難しいのかなというふうに考えます。

また、地域クラブの移動手段につきましては、活動内容や参加状況、多様な対応でありますことから、これにつきましても地域クラブの運営主体でにおいて、それぞれの実情に応じて工夫をしていただきたいというふうに考えております。

しかし、今後、地域クラブの支援の在り方を検討する上で一つの考えとして伺わせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔1 番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 近澤議員。

○1 番（近澤美佳子君） かなり無謀かもしれない案を検討の一つとして考えていただけるということで、ありがとうございます。

指導者の方の赤字解消も、シャトルバスの運行も全ては財源がかなり大きな問題となっていると思います。私は、保護者の財布に頼るということではなく、本市が公式に募集してい

る企業版ふるさと納税の仕組みを最大限に活用していくべきだと考えます。令和8年度から募集案内に中学校地域クラブ活動支援事業が上げられている。寄附対象ということになっていて本当によかったと思います。

この仕組みを発展させるためにも、市が主導して民間企業に対して、この地域クラブ活動支援事業への寄附をより積極的にトップセールス、PRしていくべきだと考えます。今の時点でどのようにPRしていこうと思われているのか、何か具体的にありましたら教えてください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

山崎賢二企画課長。

○総務企画部企画課長（山崎賢二君） お答えします。

本市の企業版ふるさと納税、これにつきましては、今委託をして大垣共立銀行とかいろんなところで協力してもらいつつ、寄附額が増えている状況にあります。また、市長のトップセールスということで、直接お話をする中でいただくということもあるというふうに考えております。

なかなか職員がたくさん回るといのは難しい状況ではありますが、こうしたパンフレットを工夫しまして、今年からも明記させてもらったところですが、可能な限り分かりやすいパンフレットなどを作ってやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔1 番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 近澤美佳子議員。

○1 番（近澤美佳子君） ありがとうございます。

市が先頭に立って、企業からの寄附をしっかりと集めていただき、そのお金を現場の指導者や送迎の支援へダイレクトにつぎ込めるような体制を今後取っていただけるように期待しております。よろしくお願いいたします。

始まったばかりの地域クラブでございますので、まだまだ手探りのところもあるかと思いますが、本市の全ての子どもたちが輝き、安心して活躍できる居場所として、この地域クラブが持続可能なものとなるよう、前向きな取組を強く期待いたしまして、1 つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、我が国の象徴である国旗・国歌の尊厳保持と本市の教育秩序について伺います。

国旗「日の丸」や国歌「君が代」は日本人にとって共通の宝物であり、大切に扱い、日々目に触れる中で、敬い慈しむ心が自然と育まれるものだとは私は考えております。私自身、かつて市内の小・中学校で自分たちの手で国旗を上げ下げした際、その布の重みや風にたなび

く姿に、子どもながらに誇らしさを感じたことを今でも鮮明に覚えております。こうした実体験こそが、郷土や国を愛する心の根っこになるのではないのでしょうか。

そこで、お考えを伺います。

1. 教育現場における日常の大切さについて。

市内の小・中学校を拝見したところ、外側の掲揚塔については、毎日掲揚されている学校と、そうでない学校がある現状を確認いたしました。もちろん、校舎内での掲示や各教室での指導など、目に見えない場所で先生方が心を砕いておられることは重々承知しております。しかし、日々空にたなびく国旗を目にするという日常の風景には、言葉以上の教育的なメッセージがあるのではないのでしょうか。強制ではなく、子どもたちが学校で過ごす際に自然と国旗を目にし、日本の象徴に親しみを感じる、そんな環境を市内のどの学校でも大切にしていただきたいと願っております。

教育委員会として、こうした日常の中で象徴に触れる機会を増やすことについて、どのようにお考えでしょうか。

2. 多様性の中での自国というアイデンティティーについて。

現在、学校現場では多様性を尊重する教育が進められています。他国の文化を大切にすることは非常に重要です。しかし、他者を思いやる心は、まず自分自身の生まれ育った国や郷土への誇り、そして自国の象徴を大切にすることから始まるのではないのでしょうか。外国籍の子も日本の子も、共に日本の伝統や規範を学び尊重し合う。その土台として、日本の国旗・国歌を大切に扱う姿を、まず大人が、そして地域が示していくことが重要だと考えますが、市の認識をお尋ねします。

3. 万が一の汚損行為への備えについて。

国旗等の不適切な扱いに対する認識をお伺いします。

我が国の象徴である国旗がもし意図的に傷つけられるような事案が発生した場合、それは市民の心をも傷つけることになりかねません。本市が管理する国旗等の尊厳を守るため、万が一の汚損事案に対して、市として決して容認しないという毅然とした姿勢を持ち、適切に対処する備えができているのか教えてください。

○議長（里雄淳意君） 近澤美佳子議員の質問に対する答弁を求めます。

服部公彦教育長。

〔教育長 服部公彦君 登壇〕

○教育長（服部公彦君） 近澤美佳子議員の国旗と国歌についての御質問のうち、1点目の教育現場における国旗の取扱いについての御質問にお答えします。

2点目の国旗・国歌の大切さ、3点目の国旗の汚損につきましては、後ほど総務企画部長より答弁いたします。

国旗・国歌につきまして、学習指導要領では、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとしてあります。また、併せて入学式と卒業式は、厳粛かつ清新な雰囲気の中で新しい生活の展開への動機づけを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会と位置づけられています。

そのため、市内の全小・中学校において、入学式、卒業式という節目となる行事の中で、必ず国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱することとしており、これらの厳粛な儀式的場面において、国旗・国歌を尊重することで、学校、社会、国家など集団への所属感を深めています。

また、社会の授業においては、国旗の意味や由来等について児童・生徒に指導を行っております。指導に当たっては、日本の国旗はもとより、諸外国の国旗や文化についても同様に尊重することで、国際社会の一員としての自覚を持てるようにしております。

なお、入学式や卒業式以外に国旗を掲揚する機会としては、運動会や始業式、終業式等がありますが、学習指導要領においては、各学校で行事の意義を踏まえて判断することとされております。そのため、市教育委員会としては、入学式、卒業式以外の行事や日常生活等の場面で一律に国旗掲揚を求めてはおりません。

以上、近澤美佳子議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 奥村孝司総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（奥村孝司君） 2点目の国旗・国歌の大切さ、3点目の国旗の汚損についての御質問にお答えいたします。

この質問につきましては、担当部長の私から答弁のほうをいたします。

我が国の国旗及び国歌につきましては、既に慣習として定着していた日の丸と君が代について、平成11年に国旗及び国歌に関する法律が制定され、その根拠が明確に規定されました。その際、当時の内閣総理大臣が、国旗と国歌はいずれの国でも国家の象徴として大切に扱われているものであり、国家にとってなくてはならないものである。また、国旗と国歌は国民の間に定着することを通じ、国民のアイデンティティーのあかしとして重要な役割を果たしているものとして考えるとの談話を発表しております。

本市といたしましても、法律の趣旨に鑑み、市役所本庁舎において、開庁時間に合わせて国旗を掲揚しているところであります。

また、議員御質問の国旗等の不適切な取扱いによる汚損事案につきましては、現在国において日本の国旗を傷つける行為を罰する、いわゆる国旗損壊罪についての議論が進められているところでありますので、今後の国の動向を見守ってまいりたいというふうに考えております。

以上、近澤美佳子議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔1 番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 近澤美佳子議員。

○1 番（近澤美佳子君） それぞれ御丁寧な御答弁どうもありがとうございました。

教育長からは打合せの際、担当の方からもなんですが、小学校の全学年を通して教科書を使い、国旗・国歌の由来や他国を尊重する心を細やかに指導している実態を教えていただきました。また、入学式や卒業式といった人生の節目において、子どもたちが象徴に触れる機会を大切にされていることもよく分かりました。

総務企画部長におかれましても、国旗・国歌が私たちの誇りのあかしとして重要な役割を果たしているという高い認識を示され、本庁舎において毎日丁寧に掲揚されている姿勢を確認でき、大変心強く感じております。

さて、御答弁にもありましたとおり、現在、国会では、いわゆる国旗損壊罪の法整備に向けた議論が進められています。我が国の日の丸も君が代も、諸外国と比べて歴史的に断然長く、古くからこの国で親しまれ、国民に愛され続けてきたかけがえのない国の象徴です。

そもそもこの法律がこれまで日本になかったのは、私たちの中にこの歴史ある象徴や国、郷土を大切に思う精神がわざわざ法律で縛る必要もないほど当たり前に備わっていたからではないでしょうか。

現代、多様化の中で一部の少数派に寄り添うことも大切ですが、それによって多くの人々が大切にしている象徴が傷つけられ、多くの人々の心が深く傷つくような行為は決して許されることはありません。今、国が動いているこうした背景には、失われつつある大切な心を守りたいという国民の切なる願いがあるからだと確信しております。

私は、これからの未来を生きる海津の子どもたちが、学校や地域の中でいつも身近に国旗を目にする機会があり、日本そのものである日の丸に温かく見守られているという環境の中で育つことで、日本に生まれてよかった、海津のまちで育ってよかったと心から誇りを持てるようになってほしいと願っております。

行政、教育現場、地域が一体となって世界へ羽ばたく本市の子どもたちの誇りの根っこを温かく育んでいける環境づくりが今後も進むことを心より願い、私の一般質問を終わります。

○議長（里雄淳意君） これで近澤美佳子議員の質問を終わります。

ここで14時35分まで休憩といたします。

（午後 2 時 2 0 分）

○議長（里雄淳意君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 浅井 まゆみ 君

○議長（里雄淳意君） 6番 浅井まゆみ議員の質問を許可します。

浅井まゆみ議員。

〔6番 浅井まゆみ君 質問席へ〕

○6番（浅井まゆみ君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

1点目、バスの運行安全管理体制について、質問相手は市長、教育長でございます。

去る5月、磐越自動車道において、高校の部活動遠征中のマイクロバスで貴い命が失われるという痛ましい事故が発生いたしました。この事故では、運行体制の不透明さや安全管理の欠如が大きな要因として指摘されています。

本市においても、学校行事、市民の研修、また我々議会の視察など、市のバスを利用する機会は多々あります。しかし、全国的な運転手不足の影響もあり、現場では高齢の運転手が業務を支えている実態があり、市民からも不安の声が寄せられています。

コミュニティバスやスクールバスの運行においても同様です。加齢に伴う視力や反射神経の変化は避けられない現実であり、市としてどのように運転手の健康状態を把握し、事故を未然に防ぐ体制を構築しているのか。今回の事故を教訓に、本市の安全管理体制を抜本的に点検、強化すべきと考え、以下質問いたします。

1. 小・中学校の部活動や校外学習におけるバスの利用状況及びスクールバスの運行状況について詳細を教えてください。

2. 本市のバス運行を支える運転手の皆様には日々感謝しておりますが、一方で加齢に伴う身体機能の変化は避けられません。市が運行する（委託分を含む）バスの運転手の年齢構成（最高齢、平均年齢、65歳以上の割合）はどのようになっていますか。

3. 長距離遠征等において、運転手1人に負担を集中させないための交代要員の確保や添乗員による二重チェック体制の強化について、今回の事故を受けて検討している対策、特に学校行事や市民団体が利用する際、出発前の点呼や走行中の運転手の様子を客観的に確認する体制は整っているか。

4. 加齢に伴う身体機能変化への対応策として、緑ナンバーのバス、トラック、タクシーなどの事業者は、運転手に65歳以上及び3年に1度は法律で適性診断を実施することが義務づけられていますが、本市でもこの適性診断を実施してはいかがでしょうか。

5. 運転手の疲労度や眠気を検知するセンサー、あるいは衝突被害軽減ブレーキ（AEB S）等の安全運転支援システムを搭載した車両の導入を検討してはどうでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員の質問に対する答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 浅井まゆみ議員のバス運行の安全管理についての御質問にお答えをいたします。

初めに、先月7日に福島県郡山市の磐越自動車道において発生をしたバス事故により、将来ある高校生が貴い命を落とされましたことは痛恨の極みであります。亡くなられた生徒の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、御遺族の皆様にご心をお慰め申し上げます。また、負傷された生徒の皆様のご回復を心よりお祈り申し上げます。

1点目のスクールバスの運行管理につきまして、まず海津小学校につきましては、バス車両を所有するスイトラベル株式会社に運行、管理の全てを委託しております。

城山小学校につきましては、市が所有するバスを使用し、委託を受けたスイトラベルが運行と管理を行っております。また、今尾小学校及び海西小学校では、市が所有、管理するバス車両を使用し、岐阜県シルバー人材センターから運転士の派遣を受けて運行しております。

次に、校外学習や休日部活動につきましては、市が所有する4台のスクールバスを使用し、スイトラベルにバスの運行を委託しております。この運行に当たっては、行き先を県内及び近隣市町に限定するとともに、その都度スイトラベルと行程について協議し、走行距離や運転士の勤務時間等が国のガイドラインに準拠することを確認しております。また、スクールバスを使用できない場合には、市が所有、管理する体力づくり推進車または学校が借り上げた営業用バス車両を利用しております。

2点目のバス運転士の年齢構成につきまして、本市では定時定路線のコミュニティバス、デマンドバス、スクールバス、体力づくり推進車の運行に計32名の運転士が従事しております。

コミュニティバスでは、運転士13名が従事し、最高齢74歳、平均年齢62歳で、65歳以上が38%を占めております。デマンドバスでは、運転士7名が従事し、最高齢78歳、平均年齢73歳、65歳以上が86%と高い割合になっております。スクールバスでは、運転士11名が従事し、最高齢76歳、平均年齢63歳、65歳以上が55%を占めております。また、体力づくり推進車につきましては、今月より60歳の専任運転士による運行を開始したところであります。これら全体では、最高齢78歳、平均年齢65歳で65歳以上の占める割合は53%となっており、運転士の高齢化が進んでおります。

3点目の運転士の交代要員の確保等につきまして、まず国土交通省が示す交代運転者の配

置基準では、おおむね500キロメートルが目安とされております。本市ではより厳しい基準を設けており、スクールバスは200キロメートル、体力づくり推進車は350キロメートルを上限として運行しております。このため、交代運転士の配置は考えておりません。また、添乗員につきましても配置する考えはなく、乗車人数の確認や車内点検などの業務は利用団体が行っております。

なお、バスの運行に当たっては、道路交通法施行規則に基づき、乗務前と乗務後のアルコールチェック及び車両点検の実施を運行管理者が確認しております。

なお、磐越自動車道で発生したバス事故を踏まえ、これまで岐阜県シルバー人材センターから運転士の派遣を受けておりました体力づくり推進車の運行につきましては、厳格な安全管理を確保するため、6月よりバス運行事業者に委託して行うこととしており、関連予算を盛り込んだ補正予算（案）を今定例会に提出したところであります。

4点目の適性診断につきましては、現行法令で実施義務がないことから、運行事業者に対し、その実施を求めてはおりません。しかしながら、適性診断は運転士の安全意識を高めるとともに運転特性を把握する有効な手段であり、安全確保に資するものであると認識しております。このため、今後運行事業者の意見を踏まえ、適性診断の結果の提出を運行事業者に求めることについて検討してまいります。

5点目の安全運転支援システムにつきましては、現在の体力づくり推進車については導入から24年が経過するとともに、走行距離が39万キロメートルに達しており、経年劣化に伴う不具合を修繕しながら運行を継続しております。今後につきましては、当該車両の運行可能期間を見極めるとともに、運行事業の継続を含め、安全運転システムを備えた新たなバス車両の導入について判断してまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） 大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。

まず、1点目の小・中学校の部活動や校外学習におけるバスの利用状況とスクールバスの運行状況におきましては、それぞれの小学校で車両の所有、管理、運転、委託先など管理体制が違っているということでございましたが、この校外学習等で緑ナンバーのバスを利用する際、学校が直接事業者と契約しているということですが、その際どのような選定方法で決定しているのか教えてください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

後藤政樹教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（後藤政樹君） お答えいたします。

学校でバスを利用する機会といたしましては、主に社会見学や宿泊研修、修学旅行がございます。

社会見学や宿泊研修につきましては、複数の業者から見積りを徴収し、保険内容や安全面に係る内容も含めまして確認した上で選定し、決定しております。また、修学旅行につきましては、保護者を含めた選定委員会を開きまして、同様に複数の業者にプランの提案を求め、保護者の内容や安全面への配慮等の内容も確認した上で決定しております。特に、遠方への移動となります中学校の修学旅行につきましては、旅行業者が学校でプレゼンを行いまして、企画内容や安全面への配慮事項などについて直接教員や保護者に説明するとともに、質疑応答により疑問点を解消しながら選定しておるところでございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

本当にしっかりと選定方法ということを感じました。保護者を含めた選定委員会を開催したり、また安全面への配慮もしっかりと確認していただいているということですので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

2点目のバスの運転手の年齢構成についてですが、詳細に調べていただきありがとうございました。

体力づくり推進車やコミュニティバス、デマンドバス、スクールバスの運転手は合計で32名いらっしゃるということでした。そのうち最高齢が78歳、平均年齢は65歳、65歳以上が占める割合は53%ということでした。御高齢の運転手がやはり多いなということを感じました。ですので、しっかりとした毎日の健康チェックが大切ではないでしょうか。提案いたしました適性診断をぜひ取り入れていただければなということを思います。

ここで、適性診断という実物のものを知り合いの方からお借りしてきました。この方、74歳です。これは独立行政法人自動車事故対策機構というところが実施しているもので、全国どこでもこの業者がやっているようです。

この方は、ちょうど令和8年の2月に診断を受けられたんですが、74歳です。御本人の了承を得てちょっと発表しますが、この方、協調性95点、気持ちのおおらかさ90点、感情の安定性84点、動作の正確さ80点、安全態度77点。ところが判断・動作のタイミングというところで16点、注意の配分34点という結果でした。この方は、3年前の71歳のときも判断・動作のタイミングは16点ということでした。6年前の60代のときはこれが57点ということで、やはり70歳を超すと本当に判断能力というのが鈍ってくるんだなということをおっしゃっておみえになりました。

この適性診断を実施することによって御自身の気づきもあり、安全運転への再確認もできるのではないのでしょうか。この適性検査は自治体では義務にはなっておりませんが、ぜひとも取り入れていただければと思いますが、再度伺いますが、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

近藤康成市民生活部長。

○市民生活部長（近藤康成君） 先ほど市長の答弁でも申し上げましたとおり、適性診断につきましては、運転手の安全の意識の向上、運転特性の把握に資するものでありますので、安全確保の観点から重要な手段というふうに認識はしております。議員の御意見も踏まえまして、適性診断結果の提出を求めることにつきましては検討してまいります。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6 番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

ぜひとも運行業者さんとも確認していただきながら、安全運転に心がけていただくよう取組をお願いいたします。

市で現在保有している体力づくり推進車の運行については、これまで海津市シルバー人材センターより運転手の派遣を受けておられたということですが、令和8年6月より60歳の運転士さんの選任を開始したということで、ありがとうございます。今回の定例会に補正でバス運行事業者に委託を行うということで補正予算を提出されたということで、本当に安心しております。ありがとうございました。

ただ、この体力づくり推進車においては、導入から24年が経過し、既に39万キロ走行しているということなので、このような車両ではとても安全に走行できるとは思いませんので、現段階ではこの事業を継続するかどうか検討段階ということではありますが、やはり市保有のマイクロバスは必要かと思いますので、早急に車両更新ということで御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

近藤康成市民生活部長。

○市民生活部長（近藤康成君） この件も先ほど市長が答弁で申し上げましたとおり、まず当該車両につきまして、安全に運行可能な期間等を見極めまして判断していきたいと考えております。その上で、バスの更新につきましては、必要性について検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ぜひとも前向きに御検討をお願いいたします。

交通事故は一瞬にして多くの幸せを奪い去ります。今回の磐越道の事故を教訓に、今後も海津の未来を担う子どもたちや市民の命を守るための取組をお願いいたしまして、この質問を終わります。

次の質問に行きます。

低出生体重児（リトルベビー）の支援について、質問相手は市長でございます。

我が国では、出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が約10人に1人の割合で生まれています。特に、医療的なケアや継続的に支援が必要とされる1,500グラム未満の低出生体重児にとっては、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後すぐに母乳を与えることが有効とされています。

低出生体重のお子様を出産されたお母さんたちは、3時間置きの搾乳を勧められます。しかし、搾乳器や取った母乳の保管のための冷凍母乳パックは、生まれた全ての赤ちゃんが使うわけではないので、購入価格は高価になります。それでも必ず必要なものであり、赤ちゃんの状況、状態により数か月間使用が続くことがあります。特に、母乳パックは使い捨てであるため、毎日使用すれば使用するほど費用が増えていきます。搾乳器も衛生面や機能面を考えると適切なものを使用する必要があるため、購入やレンタルに費用がかかります。

赤ちゃんの入院や通院、交通費、生活費なども重なる中で、これらの費用は母親や家族にとって大きな負担となります。経済的な心配があると、母乳で育てたいという気持ちがあっても難しくなることもあります。

そのような状況の中で、2026年4月より鹿児島県日置市で低出生体重児の母親を対象として、搾乳器や冷凍母乳パック購入への公的補助が開始されることとなりました。

リトルベビーサークル全国ネットワークによると、自治体にこうした消耗品、備品への直接助成は全国初の取組となるということです。自治体が搾乳器と母乳パックの費用を補助することは非常に意義のある支援です。経済的な負担が軽減されることで、母親は安心して搾乳や母乳育児に取り組むことができ、赤ちゃんのために必要なケアに集中することができます。また、地域が子育てを支えているという実感は、母親の孤立感を和らげ、精神的な支えにもなります。特に、初めての出産や早産などで不安を抱える家庭にとって、このような支援は大きな安心につながります。

母乳パックと搾乳器の補助は一見小さな制度のように見えますが、実際には母親の安心、赤ちゃんの健康、そして家族の生活を支える大きな力となる重要な支援です。

そこで伺います。

1. 本市の近年の低出生体重児の出生数はどのぐらいか。
2. 地域全体で子育てを支える社会を実現するためにも、本市においても搾乳器や冷凍母

乳パック購入への助成制度を導入してはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員の質問に対する答弁を求めます。

安立文浩健康福祉部長。

○健康福祉部長（安立文浩君） 浅井まゆみ議員の低出生体重児に対する支援についての御質問にお答えします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えします。

1点目の低出生体重児の出生数につきまして、直近3年間で出生時の体重が2,500グラム未満であった低出生体重児は、令和5年度7名、令和6年度7名、令和7年度10名であり、出生児のおよそ12人に1人となっております。

2点目の搾乳器や冷凍母乳パックの購入に対する支援につきまして、現在、本市では全ての乳児を対象に保健師などによる家庭訪問を実施しており、母子の健康状態の確認や育児相談を行い、乳児家庭の不安や悩みに寄り添いながら、子どもの健やかな成長を支援しております。

特に、低出生体重児を抱える家庭には、医療機関との連携を強化し、出生後の状態や必要なケアに関する情報を共有しながら、保健師などによる継続的な家庭訪問や電話相談を実施するなどのサポートを行っております。また、出生時の体重が2,000グラム以下の場合、または医師が入院養育の必要を認めた場合には、経済的負担を軽減するため、入院時の医療費などを支援する国の養育医療制度があります。

こうした状況の中で、保護者からは、子どもの成長や育児への不安や悩みなど、精神的負担を軽減するためのさらなる支援を求める声が寄せられております。このため、議員から提案のあった冷凍母乳パック等の購入に対する支援も含め、どのような支援が真に必要なか、また優先すべき支援が何であるかを見極めるため、まずは実態調査を進め、低出生体重児家庭の包括的な支援について検討してまいります。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

まず1点目に、低出生体重児の出生数については、3年間の平均で12名いたということですが、全体の出生数も確認のため教えていただけますでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

中島真こども未来課長。

○健康福祉部こども未来課長兼こども家庭センター長（中島 真君） お答えします。

直近3年間の出生数につきましては、令和5年度が98人、令和6年度が110人、令和7年度が84人となっております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

それから、低出生体重児の家庭には、保健師などによる継続的な家庭訪問や電話相談などを実施するという家庭へのサポートを行っていただいていると思いますが、これまでこうした家庭を支える中で、保護者からどのような声がありましたか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

中島真 ども未来課長。

○健康福祉部 ども未来課長兼 ども家庭センター長（中島 真君） お答えします。

低出生体重児を育てる家庭からは、家庭訪問や電話相談を通じて子どもの成長や発達への不安、栄養管理や免疫力の低さに対する心配、周囲との比較による悩みなどの声をお聞きしております。特に初めての育児では、ケア方法への不安や孤立感を感じるという声もございます。こうした悩みに対しまして、保健師が家庭訪問や電話相談を継続的に行うことで、保護者の精神的な負担を軽減する支援を行っております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

経済的支援も必要ですが、こういった精神的な不安を取り除く支援も必要でございますので、これからもしっかりよろしくお願いいたします。

少し確認なんですけど、先ほど答弁の中で、入院時の医療費などを支援する国の養育医療制度というのがあるという答弁がありましたけど、この養育医療制度というのは、この母乳パックとか搾乳器に対する備品は含まれてはならないのでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

中島真 ども未来課長。

○健康福祉部 ども未来課長兼 ども家庭センター長（中島 真君） お答えします。

国の養育医療制度では、入院時の医療費やミルクが対象となっております。議員から御提案のありました冷凍母乳パック等は制度の対象となっております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 浅井まゆみ議員。

○6番（浅井まゆみ君） ありがとうございました。

ここでちょっと紹介したいんですが、この県のリトルベビーハンドブック、今全国的に各自治体で作られているんですが、岐阜県ではぎふすくすく手帳といいます。

これは、実は私ども公明党岐阜県本部女性局が県知事要望で実現したものでございまして、令和5年4月から配付が開始されております。

このハンドブックは、低出生体重児の保護者を対象に作られたものですが、従来の母子健康手帳では、お座りができた日などの成長基準が一般的な赤ちゃんのペースに合わせているため、成長がゆっくりなお子さんを持った親さんが不安を感じやすいという課題がありました。

この岐阜県版のリトルベビーハンドブックは、先輩ママ、パパからの温かいメッセージなども掲載されており、家族の不安に寄り添う内容となっています。現在は、岐阜県内の各市町村の母子保健窓口やNICU、新生児集中治療室を持つ医療機関などを通じて家族に交付されております。少し紹介させていただきました。

そして、ここで日置市のお母さんの声を紹介したいと思います。

搾乳器及び母乳パック補助の支援開始、誠にありがとうございます。私は、思いがけない急な出産となり、起き上がることもできない段階から搾乳を始めました。ほんの一滴でもまだ会えていない我が子に届く。早く産んでしまい、全てを我が子に背負わせてしまったのではないかという自責の念を抱えながら、私にできる唯一のことが母乳を届けることだと信じ、必死に搾乳を続けていました。1年で最も寒い1月の夜中の搾乳は今思い出してもつらいものです。子どもがそばにいない孤独感の中で、それでも3時間置きにアラームをかけ、真っ暗で冷え切った部屋で涙を流しながら搾乳していました。それでも私にできることは搾乳しかない、その思いだけで続けていました。

初めは手で搾っていましたが、胸はあざだらけになり、そんな自分の姿を見ることさえつらく感じました。それでも我が子の命を守るためなら、高価な搾乳器や母乳パックも必要なものだと考え、購入しました。一方で、これがいつまで続くのだろうという不安も常に抱えていました。今回の支援は、そうした状況にある多くの母親にとって、大きな心の支えとなるものだと思います。全国で初めての取組ということ、この支援がさらに多くの市町村へ広がっていくことを心より願っていますという声です。

本当にこの文章をいただいたとき、泣けてきました。今も泣けてきましたけれども、こういったお母さん、孤独で涙するお母さん、本当に本市にもいらっしゃるかもしれません。

去年は、公共施設の授乳室で搾乳できますという掲示板を設置していただきました。今回の経済的支援についても、市長が掲げる子育て世代に選ばれるまちづくり、誰一人取り残すことのない地域社会づくりに向けた政策の一環として、ぜひ前向きに御検討いただきたいと思います。

小さな命を社会全体で守り育てることが、地域の未来にもつながります。今後もお母さんたちが安心して育児に向き合える環境整備に向けた取組をお願い申し上げまして、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで浅井まゆみ議員の質問を終わります。

◇ 橋 本 武 夫 君

○議長（里雄淳意君） 続きまして、5番 橋本武夫議員の質問を許可します。

橋本武夫議員。

〔5番 橋本武夫君 質問席へ〕

○5番（橋本武夫君） 議長の許可をいただきましたので、久しぶりに1日目に登壇させていただきます。

浅井議員の非常に感動的な一般質問の後で、私もちょっと心が乱れておりまして非常にやりにくいといったら失礼なんですけれども、落ち着いてやりたいと思います。よろしくお願いします。

まず最初に、書店ゼロ自治体から脱するためという点で質問をさせていただきます。

出版文化産業振興財団の調査によれば、書店のない自治体は年々増加して、2025年には498自治体と全体の28%以上になっています。

本市も2023年以降、書店のない状態が続いています。

私は、まちの書店はただの小売店ではなく、人と人、本と物語、まちと文化をつなぐ知のインフラだと考えています。市内に書店がない状態、いわゆる書店ゼロ自治体には、単に本が買えないというだけでなく、住民の生活や地域の文化面において様々なデメリットが生じます。

まず、本と偶然出会う機会の喪失が上げられます。ネット通販は欲しい本を探すのには便利ですが、書店のようにたまたま面白い本に出会うというセレンディピティー、偶然の発見が生まれません。これは、子どもの知的好奇心を育む機会の減少にもつながります。また、文化的な集いの場の喪失も上げられます。書店は地域のトレンドや知的な刺激が集まる場所です。ポップを見て新しい分野に関心を持ったり、地域の情報を手に入れたりするまちの文化拠点としての機能が失われます。さらには、用がなくても立ち寄れる貴重な場所である書店がない状態は、シニア層や学生の外出機会の減少につながり、まち全体の活気にも影響します。

そこでまず、市内に書店がないという現状をどのように考えておられるのか、お尋ねします。

書店ゼロ自治体が増える中、こうしたデメリットを解消するため、市の予算を使って書店

を誘致することは、地域の文化を守る施策として注目されています。

20025年12月、島根県大田市は2024年に書店ゼロ自治体になったことを受け、市民生活の質の向上に資する書店に対して、開設準備や家賃などの経費を補助するという制度を創設しました。大田市の公募に対して松江市に本社を置く書店が2026年1月に手を挙げ、この6月にオープン予定と聞いています。

鳥取県江府町では、町の中心地であるJR江尾駅前の角地にある元書店だった空き家を町で買い取って整備し、経営してくれる書店主を募集する計画で、今年度中の開業を目指す取組が進んでいるそうです。

また、富山県立山町は2015年に書店ゼロ自治体になって以降、度々書店の開業公募を実施するも実現せず、その間にスーパーの閉店による買物困難の課題も生まれたので、これらの課題解決のため、2024年4月、町役場の駐車場跡地に町が店舗を建てる公設民営で、通常のコンビニエンス売場に加えて書籍売場を併設するローソンマチの本屋さんをオープンしました。この店舗は、面積230平方メートルのうち60平方メートルを書店売場として、小説、ビジネス書、文庫本、絵本、雑誌やコミックなど4,000タイトル、7,000冊以上を販売しています。あわせて、地域の人と文化の交流拠点としてコミュニティスペースを設けており、休日には移住相談窓口としても活用されています。

このように、各地の書店ゼロ自治体は様々な手法で書店ゼロからの脱却を図っています。本市においても本気で書店誘致に取り組み、書店ゼロ自治体から脱却する考えはありませんか。

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員の質問に対する答弁を求めます。

横川真澄市長。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） 橋本武夫議員の書店ゼロの解消についての御質問にお答えをいたします。

インターネット通販の普及や電子書籍市場の拡大、さらには人口減少やライフスタイルの変化などにより、書店を取り巻く経営環境は厳しさを増しております。

一般社団法人日本出版インフラセンターの調査によりますと、平成26年から令和6年までの10年間で全国の書店数は4,241店舗減少しており、新規出店についても減少傾向にあります。

こうした中、国においては書店を地域の重要な文化拠点と位置づけ、関係省庁が連携して支援策を講じるなど、国を挙げて課題解決に取り組んでいるところであります。

本市におきましては、令和5年に市内唯一の書店が撤退したことにより、現在書店ゼロという現状にあります。

議員仰せのとおり、書店は単に本を販売する場所にとどまらず、市民が新たな知識や文化に出会い、豊かな創造性を育む重要な知のインフラであります。

読書のまち宣言を行った本市において、市民が身近な場所で本に親しみ、本との出会いを楽しむ環境が整っていない現状は大きな課題であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、本市では書店ゼロの解消を目指し、様々な取組を進めているところであります。

具体的には、令和7年2月に出版取次大手であります株式会社トーハンとの間で、本を通じて地域社会・経済の活性化と文化の振興を図ることを目的とした包括連携協定を締結いたしました。昨年度には海津図書館やこども未来館ZuTToなどにおいて、株式会社トーハンが所有する本の移動販売車、ホンジュールカーの出店を得て、市民団体との協働により、市民が本に親しむ読書イベントを3度にわたって開催いたしました。

また、羽根谷だんだん公園キャンプ場では、読書と音楽を融合させた新たな文化イベント「CAMP with BOOKS&JAZZ」を開催し、若い世代を含めた幅広い層の参加者に読書の魅力を発信するとともに、ホンジュールカーや海津明誠高校のテントブースを設置して、生徒が選んだ書籍を手作りのポップを添えて、来場者に紹介する新たな取組を行ったところであります。

令和8年度からは、この取組を拡充し、海津明成高校による総合的な探究学習の一環といたしまして、高校生書店プロジェクトをスタートしており、将来的には高校生が主体となった高校生書店の実店舗化を目指してまいります。また、この高校生書店では書籍の販売にとどまらず、地域事業者との域学連携により開発をいたしましたオリジナル商品を販売する海津明誠高校のアンテナショップにしたいと考えております。

そのほか、昨年度にはリーディングショップ進出支援補助金を創設し、書店の進出を後押しする取組とともに、ゼネコンや不動産会社を通じた誘致活動を行っているところであります。しかしながら、商圈人口や採算性などの課題から、現時点では書店の誘致には至っていないところであります。

議員御提案のローソンが全国的に取り組むローソンマチの本屋さん、市民が日常生活の中で気軽に本に触れる環境づくりにつながるものであり、書店ゼロの解消に向けた有効な手法の一つであると認識しております。そのため、ローソンマチの本屋さんの連携パートナーである株式会社トーハンの協力を得ながら、市内でローソンを運営する事業者に対して、書店併設型のマチの本屋さんの設置を働きかけてまいります。

今後につきましては、公設民営方式を含め、あらゆる可能性を排除せず、多様な出店形態について広く多角的に検討を進めてまいります。また、今後も引き続きトーハンをはじめとする関係団体との連携を一層強化し、書店誘致のための実効性ある具体的な取組につなげて

まいりたいと考えております。そして、市民の皆様が豊かな読書環境と本との出会いを通じて文化的機会を享受できる真の読書のまちの実現を目指してまいります。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔５番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○５番（橋本武夫君） 御答弁ありがとうございました。

高校生書店プロジェクトについて伺おうと思ったんですが、もう六鹿議員や松岡議員からの質問に答えていただいておりますので、希望として、市の課題解決に高校生を都合よく使うみたいなことにはならないように、十分配慮した上で進めていただきたいということを希望しておきたいと思います。

では、答弁の中でちょっと疑問があったところ、まずリーディングショップ進出支援補助金を創設したけれども、書店の誘致には至っていないという御答弁でございました。

書店を開業しようとする人の立場になって考えれば、まあそれはそうなのかなという感じを私は持っております。書店を開業、運営していくためには店舗の用意と、それから初期在庫の確保という、最初の初期投資の重さというのがまず最初にあります。加えて約20%なんですね、粗利益率が、相当これはほかの業種と比べても低い。こういった採算性の低い業種で、そういった構造を抱えている書店を補助金100万円でやりますかと言われたら、私ならやりませんよ。ちょっとやるほうのリスクが高過ぎると思います。ましてや単独の書店というのは非常に難しくなっていて、大きなまちでもショッピングセンターの中に入っていたりとか、ほかの業態と一緒にやっていたりとかという書店でないと生き残っていけない現実から考えると、こういった初期投資の重さ、粗利益率の低さとか、そういった不安を取り除けるだけのメニューが用意されなければ相当難しいのではないかなというふうに私は思っております。

答弁の中にあった国の書店活性化プランですが、その中で提起された課題に対して、政府が単独または民間と協力して取り組む施策を整理したもので、これらの施策を推進することによって、地域の文化拠点たるまちの書店の活性化を図っていくことが重要であるとしております。その上で、次に取り組むべき課題としては、既に書店がない自治体において、書店をいかに新設・継続し、地域の教育力への貢献を果たしていくかという点にあると。その際、地方創生交付金などの支援主体であり、公共図書館の運営者である市町村の首長の参画が欠かせないことが書き添えるというふうに書いてあります。この後、市長の見解を伺いたいで、もう一回言いますね。次に取り組むべき課題としては、既に書店がない自治体において、書店をいかに新設・継続し、地域の教育力への貢献を果たしていくかという点にあると。そ

の際、地方創生交付金などの支援主体であり、公共図書館の運営者である市町村の首長の参画が欠かせないことを書き添えるというふうに書いてあります。

これを私なりに解釈すると、書店を新設・継続するためには、書店を単なる物品販売店ではなく、人と情報が集まるコミュニティ拠点とすればいろんな交付金の対象になりますよと。図書館を活用するという方法もあるかもしれません。そのためには、市長のやる気と決断が必要ですというふうに私は解釈するんですけども、市長、この国の書店活性化プランに付け加えられて、一言これに対する解釈はいかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 御紹介ありがとうございます。

私のやる気が出ました。頑張ってまいります。

〔5 番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5 番（橋本武夫君） ありがとうございます。

実際、質問の中で御紹介した大田市、10年間の間に運営費として最大5,500万円、年間500万円ずつぐらいというところでございます。それぐらいの予算を出しております。また、立山町のローソンマチの本屋さん、総事業費は1億2,000万円ぐらいかかっているそうです。様々な補助金とかを利用するので、まちの予算から6,000万円ぐらいは、ほぼ半分ぐらいは国等々からの補助金で何とかするということでございます。

これだけちょっと大きな額ですので、市長の決断というものも大切になってくるかなと思いますが、今、市長、大変心強いお答えをいただきましたので期待をしたいと思います。その上で、私の提案した「ローソンマチの本屋さん」についてのお答えでは、市内のローソンを経営する事業者さんに対して、書店併設型のマチの本屋さんの設置を働きかけていくという答弁をいただきました。

これについては、私もプランを持っておりますので、ちょっと説明させてください。

それは、市役所南の海津グラウンドをバスターミナルとして整備して、その一角に立山町のようなコミュニティスペースも併設したローソンマチの本屋さんを公設民営で設置するという案でございます。

この案だと、まず低リスクで書店ゼロを脱出できます。また、バスの乗客、特に学生や高齢者にとって、待ち時間を潰せる場所ができることで公共交通の利便性が大きく向上します。さらに、バスターミナル、コンビニ、書店が合体したコミュニティスペースならば日常のついでに人が集まる場所になります。多世代交流の自然な拠点が生まれます。さらに加えて、海津グラウンドの広さがあれば日新中学校のお迎えのスペースも確保でき、市役所駐車場の

混雑の緩和にもなります。当然、バス利用者と周辺人口でコンビニ、書店が維持できるのか、事前に綿密なサウンディングを行う必要がありますけれども、一考の価値はあるものと思っています。市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） 私、今までこの一般質問の場などにおきまして、いろんな開発めいたことについて言及をいたしましたのは、今議員がおっしゃられた市役所周辺におけるバスターミナル、そして海津市文化会館跡地への新たなコミュニティ施設の設置、この2つに当たっては、飲食店を含めた商業施設を民間事業者の力を借りながら、協働で誘致なども行いながら設置をしてまいりたい、そんな考えを何かの計画に載せておるわけではありませんけれども、この議会答弁の中で答弁をさせていただいておるところであります。その両方ともこの商業施設の開業を働きかけていく中で、この書店というものが含まれば、それは非常にうれしいことでございます。

もちろん商業施設、書店に限らず誘致を図っていきたいと思っておりますが、今書店ゼロという現状の中で、その書店の誘致を第一に取り組んでいくということは私の考えでもありますので、今後そういったバスターミナル、また新たなコミュニティ施設の設置に当たっては地域の皆様の声を聞きながら、そんな商業施設の誘致活動というものも行っていきたいと思っております。

ただ、1つ申し上げておきたいのは、まだこの海津グラウンドをその候補地として表明しておるわけではございませんので、その点だけは、今後、体育施設のいろんな統合も含めた計画というものも策定をしてまいりますので、その中でも、それを踏まえて今後その候補地などについては考えてまいりたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） 期待して待ちたいと思います。よろしくお願いいたします。

もう少し別の観点からも、書店誘致の必要性を考えてみたいと思います。

今回、質問の中で紹介した江府町の町長は、無書店地域での書店開業を支援するNPO法人ブックストア・ソリューション・ジャパンの主催する講演会で、本屋、パン屋、花屋、美容院のないまちには若い女性は帰ってこないし定着しないという話を聞いて、ショックを受けたのが書店誘致のきっかけになったというふうにおっしゃっております。

この本屋、パン屋、花屋、美容院という4つの店は、衣食住の最低ラインの一步先にある生活を彩るもの、自分をケアするもので、これがないまちは生きるための作業はできても人生を楽しむための潤いが不足していると感じられやすいと言われております。つまり、この

言葉は店そのものがないことへの不満ではなくて、それらの店が成り立つようなおしゃれで精神的な豊かさを大切にするまちの雰囲気、空気感がないことへの拒否感だというふうに言えます。

若い女性の流出を防ぐには単にインフラを整えるだけではなく、そのまちで暮らす自分が好きになれるかどうかという情緒的な価値が重視されているというふうに考えられます。と
はいうものの実際にこれらの店がなければ、若い女性の求めるまちの雰囲気が生まれないのも事実であります。人口減少対策の点からも書店の誘致は必要なものと考えますが、いかがですか。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

横川真澄市長。

○市長（横川真澄君） ありがとうございました。

私も知らない非常に大きな気づきになりましたので、今の議員のお話をしっかりと今後踏まえてまちづくりを考えてまいりたいと思います。

〔5 番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5 番（橋本武夫君） ありがとうございます。

これまでも紹介した以外にも、ブックオフコーポレーションが書店ゼロ自治体に向けて展開しているふるさとブックオフという取組があります。

近いところでは木曽岬町の図書館内にあって、私も実際に行ってみました。4,000冊の漫画や文庫本が、古本ですけれども購入可能となっております。これまで図書館に来なかった子どもたちが図書館に来るきっかけにもなったという、そういった効果もプラスしてあったということでございますが、今までも紹介したように書店の誘致というものには様々な手法がございます。使えそうな手段は全部検討していただいて、書店ゼロ自治体からの脱出を実現していただきたいと切に願うものでございます。

あわせて、出店した書店に対する支援というのは何も補助金だけではないと思います。図書館などで購入する本をその新規出店した書店から購入すると、そういったことを踏まえてこういった考えられる支援は全部実行すると、書店の経営の継続に力を注いでいくということも期待して最初の質問を終わりたいと思います。

続いて2 問目に移ります。

市職員の人材育成について伺います。

近年、地方公務員の自己都合退職が増加していることは、全国の自治体で大きな課題となっています。この危機的な状況において、これまで以上に人材育成が極めて重要視されてくるものと考えます。

現在の若者が就職先に求めるものは、ワーク・ライフ・バランス、そしてスキルアップと成長環境だと言われています。仕事とプライベートを両立しながら自身の成長が期待できるかが重要な判断の基準となっているわけです。その点で、海津市役所は選ばれる就職先となっているのでしょうか。

少子高齢化、人口減少、災害の頻発など、自治体を取り巻く状況は厳しさを増している中で、地域の諸課題を解決し、地域住民が安心して幸せに生活でき、かつ地域の持続可能性を高めていくことができるかどうか自治体に問われています。そして、その鍵を握っているのが自治体職員であることは言うまでもありません。そのためには自治体職員の能力向上は欠かせません。

今日求められる能力は、広い視野と論理的な思考、分析力、専門的な知識、柔軟な発想力、コミュニケーションスキル、多様な主体との連携ノウハウなど幅広く、自治体職員の人材育成が求められる理由となっています。

ところが現実には、多くの自治体において人材育成は極めて不十分な状況にあると言われています。定員の制約もあり1人当たりの業務量が増大する中、仕事を教えるほうも教えられるほうも多忙のため、オン・ザ・ジョブ・トレーニングが十分に機能しなくなっており、オフ・ザ・ジョブ・トレーニングについても研修に行かせるだけの余裕が組織にないため、後回しにされてしまっているのが実情と言われています。職員の確保が容易でないからこそ、一人ひとりの職員の能力を高めていかなければならない状況にもかかわらず、職員にとって成長が難しい職場になっているのです。

人材育成に取り組むための方策として、一般財団法人地域活性化センターは、地域をよりよくしていくための職員の学び、成長する権利を中核として、人材育成条例を制定することを提案しており、研修をしっかりと受けられるくらいの職員数を確保し、組織に余裕をつくり出すことを人材育成方針の具体例として示しています。実際に条例を制定した自治体はまだないようですが、提案の背景にある若者の離職を防ぎ、職員の学ぶ権利や成長を組織として保障するという動きが始まっているようです。

この一般財団法人地域活性化センターによる人材育成条例の提案は、若者に選ばれる自治体への強力なブランディングになり、予算と時間を正当に確保できるようになり、首長が替わっても育成の方針がぶれなくなるとして高く評価されております。

A Iに尋ねたところ、「現在は先進的な市長や地方議員が研究、準備を進めている段階です。近年の若手職員の減少、離職率は危機的なレベルに達しているため、採用勝ち残りを目指し今後数年のうちに第1号となる自治体が誕生し、一気に全国へ波及していくと見られています」との答えがありました。

そこでお尋ねします。

職員採用、職員の自己都合退職の現状についての考えは。

人材育成に対する考えは。

本市職員の近年の複数日にわたる外部研修の受講者数は。

人材育成条例制定を目指す考えはありませんか、お答えをお願いいたします。

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員の質問に対する答弁を求めます。

奥村孝司総務企画部長。

○総務企画部長併選挙管理委員会事務局書記長（奥村孝司君） 橋本武夫議員の職員の人材育成についての御質問にお答えいたします。

この質問につきましては、担当部長の私からお答えいたします。

本市における自己都合退職者は毎年一定数あり、職員の人材確保と人材育成は大きな課題であると認識しております。

まず、人材確保の具体的な取組としましては、昨年度の職員採用試験より、即戦力となる人材の確保と受験機会の拡大を目的として、社会人経験者の採用に係る年齢制限の拡大を行うとともに、新たに市内高校卒を設け、海津明誠高校卒業生の採用機会を広げたところがあります。これにより特定の年齢層に限定せず、様々な業界、分野で培われた経験や知見を有する人材や地元で育ち地域への愛着のある人材を確保できるよう取り組んでいるところであります。

また、同じく昨年度の職員採用試験より、受験者負担の軽減を目的にウェブによる受験申込みとともに、全国各地の試験会場で受験可能なテストセンター方式を導入いたしました。これらの取組の結果、職員採用試験の申込み者数は前年度と比較して倍増するとともに、幅広い人材の確保につながっているところであります。

加えて、国の地域活性化起業人制度を活用し、現在、サントリーホールディングス株式会社より社員2名の派遣を受けております。これにより、行政職員だけでは生み出しにくい民間ならではの新しい発想やアイデアを行政運営に取り込むことが可能となっており、職員の成長や視野の拡大につながっていると感じております。

次に、人材育成につきましては、海津市人材育成基本方針に基づき取り組んでおります。特に人材育成のための職員研修に力を入れており、市において人事評価者研修、OJT研修、組織力向上研修などを実施するほか、専門性を高める上で有効となる市町村研修センターなどの外部研修について積極的に活用しているところであります。さらに、今年度より外部研修への参加機会を拡大するため、市町村国際文化研修所などが実施する研修を受講するための予算を増額し、多くの職員が外部研修へ参加できるよう取り組んでおります。これらの外部研修には、毎年300人程度の職員が参加しており、このうち複数日にわたる外部研修の受講者数は、令和5年度148人、令和6年度171人、令和7年度153人となっております。今後

も引き続き職員研修の充実を図るなど、人材育成に取り組んでまいります。

また、議員仰せの人材育成基本条例は、職員の学び、成長する権利を中核とし、地域社会の発展を担う人材を計画的かつ組織的に育成するための基本原則を定めるものであると認識しております。

本市では、令和6年第1回定例会で答弁いたしましたとおり、現行の人材育成基本方針に人材確保に関する内容を盛り込んだ人材育成・確保基本方針へと改定するよう準備を進めております。この人材育成・確保基本方針の改定に当たりましては、人材育成基本条例の趣旨を勘案しながら、より実効性のある方針となるよう改定してまいります。

以上、橋本武夫議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（里雄淳意君） 再質問ございますか。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） 御答弁ありがとうございました。

時間もないんですけれども、まずは研修参加者等についてお答えをいただきましたが、大事なのは命令されて行っているのか自分で自主的に行っているのか、それによって研修の実が上がるかどうかというのも非常に大切なところだと思いますけれども、業務命令で参加した割合、自主的に参加した割合みたいなのが分かりましたら教えていただきたいということと、併せて、市町村国際文化研究所、我々J I A Mと言っていますが、J I A Mなどに参加していらっしゃる方、またはこれから参加予定の方いらっしゃいましたら数のほうを教えてください。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

伊藤聡総務課長。

○総務企画部総務課長併選挙管理委員会事務局書記次長（伊藤 聡君） お答えします。

外部研修に参加者は、先ほど答弁の中で申しましたとおり毎年300人程度います。そのうち大体1割から2割ほどが自主的に研修に参加をしております。また、市町村国際文化研修所への研修につきましては、4月、5月の2か月で1人参加しております。

今後につきましては、防災関係や税関係の研修に参加を予定しておりまして、人数については数名となっております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） ありがとうございます。

J I A Mへまた参加して、研修いただけるという職員さんが出てきているということは非常にうれしいことだと思いますけれども、ちなみに御紹介すると海津の市議会議員は政務活動

費もないのに、昨年6月から今年の5月までの1年間でJ I A Mには延べ16人、10講座受講しております。J I A Mの年間受講者が6,000人ぐらいで議員が2,000人ぐらい、職員が4,000人ぐらいというお話でございますので、その割合でいくと30人ぐらいの職員さんが行かれてもいいのかなというふうに思っております。受講したい研修を気兼ねなく受講できる、そういった職場環境を整えていただけたらなというふうに思っております。

お答えいただこうと思ったんですけども、時間がないのでごめんなさい、お答えいただくに次へ行ってしまいます。

海津市特定事業主行動計画というものが出ておりまして、それによると月平均の超過勤務時間目標7時間以下となっているものの、令和3年は9.7時間、令和4年14.5時間、令和5年が19.2時間と、この数字だけ見ると非常に状況は悪化しているというふうに言わざるを得ないと思います。

これを受けて、令和6年度には組織改編とかされたので若干数字はよくなっているのかもしれないけれども、なかなか残業が多い職場だなという感じはしないでもありません。今後の人口減少などを考えると、職員数を増やすということは慎重に判断しなければならないと思いますけれども、せめて定員適正化計画の目標値の職員数を確保することは、今後人材育成を進めていくためにも最優先の課題であると思っております。

令和6年度における海津市の人口1,000人当たりに対する職員数は9.62人、類似団体が10.75人ですから比較すると1.13人少ないんですね。人口1人当たりの職員給というのも2,300円以上低いということから見てみると、やはりそもそも海津市役所にはマンパワーが絶対的に不足していると言わざるを得ないと思います。

職員数が不足するとそれによって人材育成ができない、そうなってくると量と質両面での行政サービスの低下につながりかねません。そうなると、一番不利益を被るのは市民であるというふうに言わざるを得ないと思います。職員の人材育成ができるだけの人員の確保、そういったものも大切になってくるんじゃないかなと思いますが、ちょっと簡単に答えだけ下さい。

○議長（里雄淳意君） 答弁を求めます。

〔5番議員挙手〕

○議長（里雄淳意君） 橋本武夫議員。

○5番（橋本武夫君） 議長、すみません、もう時間ないので答えは結構です。言いたいことだけ言わせてくださいね。

海津市人材育成基本方針と人材育成基本条例の要素を加えた海津市人材育成・確保基本方針に改定するという御答弁いただきました。基本方針を定めればいいというわけではございません。職員の学び、成長する権利というものが最大限に尊重されて、本市の職員になって

よかったなというふうに実感できるような職場をつくっていただきたいというふうに思っております。それが市民の幸せにつながるということでございますので、どうかそうなりますように努力を期待して、今回の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（里雄淳意君） これで橋本武夫議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（里雄淳意君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、明日6月5日午前9時30分に再開します。お疲れさまでした。

（午後3時45分）

上記会議録を証するため下記署名する。

令和8年8月18日

議 長 里 雄 淳 意

署 名 議 員 橋 本 武 夫

署 名 議 員 浅 井 まゆみ